

島根原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	保-04 (改03)
提出年月日	2023年 1 1 月 1 日

島根原子力発電所 2号炉

原子炉施設保安規定変更に係る説明資料

(先行BWRプラントとの比較表)

**【第41条, 第65条, 65-1-1, 65-1-2,
65-3-1, 65-10-1, 65-11-2, 65-12-6,
65-13-1, 65-16-2 抜粋】**

2023年11月
中国電力株式会社

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(原子炉隔離時冷却系)</p> <p>第4-1条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、原子炉隔離時冷却系※¹は表4-1-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、2号炉について、高圧代替注水系起動準備および運転中（運転上の制限を確認するための事項を実施している場合を含む。）は、原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなさない。</p> <p>2. 原子炉隔離時冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電管理課長は、定事検停止後の原子炉起動から定期事業者検査終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認する。</p> <p>(2) 発電課長は、定事検停止後の原子炉起動前に原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。 ※²</p> <p>(3) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動または高温停止（原子炉圧力が1.04MPa[gage]以上）において、表4-1-2に定める事項を確認する。</p>	<p>(原子炉隔離時冷却系)</p> <p>〔2号炉〕</p> <p>第4-1条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.74MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、原子炉隔離時冷却系※¹は、表4-1-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、高圧代替注水系起動準備および運転中（運転上の制限を確認するための事項を実施している場合を含む。）は、原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなさない。</p> <p>2. 原子炉隔離時冷却系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長（第一発電）は、定事検停止後の原子炉起動から定期事業者検査終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認する。</p> <p>(2) 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に、原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が、原子炉の運転状態に応じた開閉状態および主要配管※²が満水であることを確認する。</p> <p>(3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止（原子炉圧力が0.74MPa[gage]以上）において、表4-1-2に定める事項を確認する。</p> <p>〔4〕課長（原子炉）は、定事検停止時に、原子炉隔離時冷却系ポンプの全揚程が0.74MPaに加えて44m以上で、流量が93.0m³/h以上であることを確認※³し、その結果を課長（第一発電）に通知する。</p>	<p>TS-76 高圧原子炉代替注水系の運用について</p> <p>TS-92 原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系の低圧運転点における確認運転について</p> <p>TS-93 高圧炉心スプレイ系および原子炉隔離時冷却系の第一水源変更に係るサーベイヤンスについて</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根2号は、原子炉隔離時冷却系ポンプの低圧運転点（0.74MPa[gage]）における性能確認を、定事検停止時に実施する。
<p>(原子炉隔離時冷却系)</p> <p>第4-1条</p> <p>〔1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉〕</p> <p>原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後）において、原子炉隔離時冷却系は表4-1-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉隔離時冷却系が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、定事検停止後の原子炉起動から定期事業者検査終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が原子炉の状態に応じた開閉状態及び主要配管が満水であることを確認する。 ※¹</p> <p>(3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上）において、表4-1-2に定める事項を確認する。</p>	<p>TS-76 高圧原子炉代替注水系の運用について</p> <p>TS-92 原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系の低圧運転点における確認運転について</p> <p>TS-93 高圧炉心スプレイ系および原子炉隔離時冷却系の第一水源変更に係るサーベイヤンスについて</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根2号は、原子炉隔離時冷却系ポンプの低圧運転点（0.74MPa[gage]）における性能確認を、定事検停止時に実施する。 	<p>TS-76 高圧原子炉代替注水系の運用について</p> <p>TS-92 原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系の低圧運転点における確認運転について</p> <p>TS-93 高圧炉心スプレイ系および原子炉隔離時冷却系の第一水源変更に係るサーベイヤンスについて</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根2号は、原子炉隔離時冷却系ポンプの低圧運転点（0.74MPa[gage]）における性能確認を、定事検停止時に実施する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 発電課長は、原子炉隔離時冷却系が第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表4 1-3の措置を講じる。</p>	<p>3. 当直長は、原子炉隔離時冷却系が第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表4 1-3の措置を講じる。</p> <p>※1：主要配管とは、原子炉隔離時冷却系に期待されている機能達成するための水源（サブレーションプール又は復水貯蔵槽）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器までの注入配管、並びにタービン駆動用蒸気配管及び排気配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁及び電動弁並びに主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管であるポンプの吸込配管及び注入配管の満水は、当該主要配管の圧力低の警報が継続的に発生していないことで確認する。</p>	<p>3. 当直長は、原子炉隔離時冷却系が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表4 1-3の措置を講じる。</p> <p>※1：2号炉の原子炉隔離時冷却系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。動作不能時は、第65条（65-2-1 高圧原子炉代替注水系（中央制御室からの遠隔起動））の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：主要配管とは、原子炉隔離時冷却系に期待されている機能達成するための水源（サブレーションエンバ）からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器までの注入配管、ならびにタービン駆動用蒸気配管および排気配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁および電動弁並びに主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管であるポンプの吸込配管および注入配管の満水は、当該主要配管の圧力計の指示が正圧になっていることで確認する。</p> <p>※3：原子炉隔離時冷却系のタービン入口における圧力が原子炉圧力0.74MPa[gage]にて運転した圧力と同等となるよう所内蒸気圧力を調整して確認する。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根2号は、第一水源変更に伴い復水貯蔵タンクの安全重要度を見直したことから、非常用炉心冷却系に期待されている機能達成するため、水源はサブレーションエンバのみ。 【島根固有】 島根2号は、原子炉隔離時冷却系ポンプの低圧運転点（0.74MPa[gage]）における性能確認を、所内蒸気にて実施する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<p>表 4 1 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：2号炉の原子炉隔離時冷却系は、重大事故等対処設備（設計基準拡張）を兼ねる。動作不能時は、第66条（66-2-1）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：主要配管とは、原子炉隔離時冷却系に期待されている機能を達成するための水源（サブレシヨンプールまたは復水貯蔵タンク（3号炉においては復水貯蔵槽））からポンプまでの吸込配管とポンプから原子炉圧力容器までの注入配管、ならびにタービン駆動用蒸気配管および排気配管を指し、小口径配管を含まない。また、主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁と電動弁および主要配管の満水を維持するために必要な一次弁をいう。なお、主要配管の満水は、当該主要配管の圧力計指示が正圧になっていることで確認する。</p>	項目	運転上の制限	原子炉隔離時冷却系	動作可能であること	<p>表 4 1 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉隔離時冷却系	動作可能であること	<p>表 4 1 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> <td>動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉隔離時冷却系	動作可能であること	
項目	運転上の制限														
原子炉隔離時冷却系	動作可能であること														
項目	運転上の制限														
原子炉隔離時冷却系	動作可能であること														
項目	運転上の制限														
原子炉隔離時冷却系	動作可能であること														

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
表4 1-2	項目	頻度	表4 1-2	項目	頻度	
1.	原子炉隔離時冷却系ポンプ流量が90.8m ³ /hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて66m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後に使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。 さらに注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	1ヶ月に1回	1.	原子炉隔離時冷却系ポンプの流量が136m ³ /hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて80m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中※2に1回 その後 1ヶ月に1回	
2.	原子炉圧力が1.04MPa[gage]相当※3において、原子炉隔離時冷却系ポンプ流量が90.8m ³ /hで、全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて78m以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。 さらに注入隔離弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に1回	2.	原子炉隔離時冷却系における注入弁及び試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に1回 その後 1ヶ月に1回	
						※4：原子炉圧力が0.98MPa[gage]相当※5 ※5：主蒸気圧力設定を当該圧力とした場合の原子炉圧力をいう。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
表41-3			表41-3			表41-3			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 原子炉隔離時冷却系が動作不能の場合	A1. 原子炉隔離時冷却系を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを確認する。 および A3. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。	10日間 速やかに 速やかに	A. 原子炉隔離時冷却系が動作不能の場合	A 1. 原子炉隔離時冷却系を動作可能な状態に復旧する。 及び A 2. 高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを確認する。 及び A 3. 自動減圧系（原子炉圧力が0.84MPa [gage]以上の場合）の高圧窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。	10日間 速やかに	A. 原子炉隔離時冷却系が動作不能の場合	A1. 原子炉隔離時冷却系を動作可能な状態に復旧する。 および A2. 高圧炉心スプレイ系について動作可能であることを確認する。 および A3. 自動減圧系の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。	10日間 速やかに	
B. 条件Aで要求される措置を完了内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 原子炉圧力を1.04MPa [gage]未満にする。	24時間 36時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 高温停止にする。 及び B 2. 原子炉圧力を1.03MPa [gage]未満にする。	24時間 36時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 原子炉圧力を0.74MPa [gage]未満にする。	24時間 36時間	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文章節の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(重大事故等対処設備（2号炉）)</p> <p>第66条</p> <p>2号炉について、原子炉の状態に応じて、次の各号の重大事故等対処設備^{*1}は、表66-1から表66-19で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>(2) 原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(3) 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための設備</p> <p>(4) 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備</p> <p>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>(6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備</p> <p>(7) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備</p> <p>(8) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>(9) 使用済燃料プールの冷却等のための設備</p> <p>(10) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>(11) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>(12) 電源設備</p> <p>(13) 計装設備</p> <p>(14) 運転員が中央制御室にとどまるための設備</p> <p>(15) 監視測定設備</p> <p>(16) 緊急時対策所</p> <p>(17) 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>(18) アクセスルートの確保</p> <p>(19) 大容量送水ポンプ</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 各課長は、原子炉の状態に応じて表66-1から表6</p>	<p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第66条 〔7号炉〕</p> <p>原子炉の状態に応じて、次の各号の重大事故等対処設備^{*1}は、表66-1から表66-19で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>(2) 原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(3) 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための設備</p> <p>(4) 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備</p> <p>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>(6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備</p> <p>(7) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備</p> <p>(8) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>(9) 使用済燃料プールの冷却等のための設備</p> <p>(10) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>(11) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>(12) 電源設備</p> <p>(13) 計装設備</p> <p>(14) 運転員が中央制御室にとどまるための設備</p> <p>(15) 監視測定設備</p> <p>(16) 緊急時対策所</p> <p>(17) 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>(18) アクセスルートの確保</p> <p>(19) 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 各GMは、原子炉の状態に応じて表66-1から表66</p>	<p>(重大事故等対処設備)</p> <p>〔2号炉〕</p> <p>第65条</p> <p>原子炉の状態に応じて、次の各号の重大事故等対処設備^{*1}は、表65-1から表65-19で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>(2) 原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(3) 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための設備</p> <p>(4) 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備</p> <p>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>設備</p> <p>水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための設備</p> <p>(6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備</p> <p>(7) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備</p> <p>(8) 水素爆発による原子炉建物等の損傷を防止するための設備</p> <p>設備</p> <p>(9) 燃料プールの冷却等のための設備</p> <p>(10) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>(11) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>(12) 電源設備</p> <p>(13) 計装設備</p> <p>(14) 運転員が中央制御室にとどまるための設備</p> <p>(15) 監視測定設備</p> <p>(16) 緊急時対策所</p> <p>(17) 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>(18) アクセスルートの確保</p> <p>(19) 大量送水車</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 各課長または当直長は、原子炉の状態に応じて表65</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置許可基準規則解釈の改正に伴う変更

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 機字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文章法の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>6-1-19の確認事項を実施し、その結果を発電管理課長または防災課長に通知する。</p> <p>3. 発電課長または防災課長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表66-1-19の要求される措置を講じる。</p> <p>※1：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p>	<p>1-19の確認事項を実施し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>3. 当直長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表66-1-19の措置を講じる。</p> <p>※1：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p>	<p>1-1から表65-1-19の確認事項を実施する。各課長は、その結果を課長（発電）に通知する。</p> <p>3. 各課長または当直長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表65-1-19の措置を講じる。</p> <p>※1：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p>	<p>1から表65-1-19の確認事項は、運転管理の業務所掌に依りて各課長または当直長が実施し、各課長はその結果を課長（発電）に通知する。各課長から課長（発電）へ通知された確認事項の結果は、保安規定第15条（引継および周知）に基づき課長（発電）から当直長へ周知する。</p> <p>・島根では、運転上の制限に対する逸脱判断についても、第7条第1項に基づき各課長または当直長が実施する。</p> <p>・島根では、表65-1-1から表65-1-19の要求される措置は、運転管理の業務所掌に依りて各課長または当直長が実施する。なお、PWRの例として美浜では各課（室）長が実施することとしてい。プラント間で記載の相違はあるが、各社の業務所掌の違いにより、各社同等である。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記号変更、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																						
<p>表 6 6 - 1 - 1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>6 6 - 1 - 1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2</td> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉圧力高</td> <td>4 チャンネル</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位異常低（L 2）</td> <td>4 チャンネル</td> </tr> <tr> <td>手動</td> <td>2 チャンネル※3</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	要素	動作可能であるべきチャンネル数	原子炉圧力高	4 チャンネル	原子炉水位異常低（L 2）	4 チャンネル	手動	2 チャンネル※3	<p>表 6 5 - 1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>6 5 - 1 - 1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2</td> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数（論理※3毎）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉圧力高</td> <td>2※4</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位低（L 2）</td> <td>2※4</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理※3毎）	原子炉圧力高	2※4	原子炉水位低（L 2）	2※4	<p>TS-25 6 5 - 1 - 1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違（島根は、代替制御棒挿入機能の作動条件が二重の 1 out of 2 であり、それぞれ A 系の論理を作動させるために 2 チャンネル、B 系の論理を動作させるために 2 チャンネル必要）
項目	運転上の制限																							
A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2																							
要素	動作可能であるべきチャンネル数																							
原子炉圧力高	4 チャンネル																							
原子炉水位異常低（L 2）	4 チャンネル																							
手動	2 チャンネル※3																							
項目	運転上の制限																							
A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2																							
要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理※3毎）																							
原子炉圧力高	2※4																							
原子炉水位低（L 2）	2※4																							
<p>表 6 6 - 1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>6 6 - 1 - 1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2</td> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉圧力高</td> <td>2 チャンネル※3</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位異常低（レベル 2）</td> <td>2 チャンネル※4</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	原子炉圧力高	2 チャンネル※3	原子炉水位異常低（レベル 2）	2 チャンネル※4	<p>表 6 5 - 1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>6 5 - 1 - 1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2</td> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数（論理※3毎）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉圧力高</td> <td>2※4</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位低（L 2）</td> <td>2※4</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理※3毎）	原子炉圧力高	2※4	原子炉水位低（L 2）	2※4	<p>TS-25 6 5 - 1 - 1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違（島根は、代替制御棒挿入機能の作動条件が二重の 1 out of 2 であり、それぞれ A 系の論理を作動させるために 2 チャンネル、B 系の論理を動作させるために 2 チャンネル必要） 		
項目	運転上の制限																							
A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2																							
要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）																							
原子炉圧力高	2 チャンネル※3																							
原子炉水位異常低（レベル 2）	2 チャンネル※4																							
項目	運転上の制限																							
A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2																							
要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理※3毎）																							
原子炉圧力高	2※4																							
原子炉水位低（L 2）	2※4																							
<p>表 6 6 - 1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>6 6 - 1 - 1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2</td> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉圧力高</td> <td>4 チャンネル</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位異常低（L 2）</td> <td>4 チャンネル</td> </tr> <tr> <td>手動</td> <td>2 チャンネル※3</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	要素	動作可能であるべきチャンネル数	原子炉圧力高	4 チャンネル	原子炉水位異常低（L 2）	4 チャンネル	手動	2 チャンネル※3	<p>表 6 5 - 1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>6 5 - 1 - 1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2</td> <td>A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数（論理※3毎）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉圧力高</td> <td>2※4</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位低（L 2）</td> <td>2※4</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理※3毎）	原子炉圧力高	2※4	原子炉水位低（L 2）	2※4	<p>TS-25 6 5 - 1 - 1 A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）</p> <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違（島根は、代替制御棒挿入機能の作動条件が二重の 1 out of 2 であり、それぞれ A 系の論理を作動させるために 2 チャンネル、B 系の論理を動作させるために 2 チャンネル必要）
項目	運転上の制限																							
A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2																							
要素	動作可能であるべきチャンネル数																							
原子炉圧力高	4 チャンネル																							
原子炉水位異常低（L 2）	4 チャンネル																							
手動	2 チャンネル※3																							
項目	運転上の制限																							
A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2	A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）が動作可能であること※1※2																							
要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理※3毎）																							
原子炉圧力高	2※4																							
原子炉水位低（L 2）	2※4																							

※1：A系およびB系の代替制御棒挿入用電磁弁が動作可能であることを含む。

※2：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネル又は論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合及び誤動作が発見された場合で、当該計測及び制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出

※1：A系およびB系のA R I 用電磁弁が動作可能であることを含む。

※2：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																												
<p>プ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※3：A系およびB系それぞれ1チャンネルの計2チャンネルをいう。</p>	<p>力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※3：3チャンネルのうち2チャンネルをいう。</p> <p>※4：4チャンネルのうち2チャンネルをいう。</p> <p>※5：A系及びB系それぞれ1個の計2個をいう。</p>	<p>プ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※3：論理とは、当該系統・設備を動作させるためのセンサから論理回路の出力段までの最小単位の構成をいう。</p> <p>※4：チャンネルAまたはチャンネルBのうち1チャンネル、チャンネルCまたはチャンネルDのうち1チャンネルの計2チャンネルをいう。</p> <p>※5：A系およびB系それぞれ1個の計2個をいう。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違（島根は、代替制御棒挿入機能の作動条件が二重の1 out of 2であり、それぞれA系の論理を動作させるために2チャンネル、B系の論理を動作させるために2チャンネルネル必要） 																																												
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 代替制御棒挿入機能</td> <td>—</td> <td>機能を確認する※4。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>計測制御 課長</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉圧力高</td> <td>7.35MPa[gage]以下</td> <td>原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※5。 チャンネル校正を実施する※6。 論理回路機能を確認する※7。</td> <td>1ヶ月に1回 定事検 停止時</td> <td>発電課長 計測制御 課長</td> </tr> </tbody> </table>	要素	設定値	項目	頻度	担当	1. 代替制御棒挿入機能	—	機能を確認する※4。	定事検 停止時	計測制御 課長	2. 原子炉圧力高	7.35MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※5。 チャンネル校正を実施する※6。 論理回路機能を確認する※7。	1ヶ月に1回 定事検 停止時	発電課長 計測制御 課長	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 代替制御棒挿入機能</td> <td>—</td> <td>機能を確認する※6。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>運転 価値GM</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉圧力高</td> <td>7.48MPa[gage]以下</td> <td>原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 チャンネル校正を実施する※8。 論理回路機能を確認する※9。</td> <td>1ヶ月に1回 定事検 停止時</td> <td>当直長 計測 制御GM</td> </tr> </tbody> </table>	要素	設定値	項目	頻度	担当	1. 代替制御棒挿入機能	—	機能を確認する※6。	定事検 停止時	運転 価値GM	2. 原子炉圧力高	7.48MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 チャンネル校正を実施する※8。 論理回路機能を確認する※9。	1ヶ月に1回 定事検 停止時	当直長 計測 制御GM	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>設定値</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 代替制御棒挿入機能</td> <td>—</td> <td>機能を確認する※6。</td> <td>定事検 停止時</td> <td>課長 (計装)</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉圧力高</td> <td>7.41MPa[gage]以下</td> <td>原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 チャンネル校正を実施する※8。 論理回路機能を確認する※9。</td> <td>1箇月に1回 定事検 停止時</td> <td>当直長 課長 (計装)</td> </tr> </tbody> </table>	要素	設定値	項目	頻度	担当	1. 代替制御棒挿入機能	—	機能を確認する※6。	定事検 停止時	課長 (計装)	2. 原子炉圧力高	7.41MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 チャンネル校正を実施する※8。 論理回路機能を確認する※9。	1箇月に1回 定事検 停止時	当直長 課長 (計装)
要素	設定値	項目	頻度	担当																																											
1. 代替制御棒挿入機能	—	機能を確認する※4。	定事検 停止時	計測制御 課長																																											
2. 原子炉圧力高	7.35MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※5。 チャンネル校正を実施する※6。 論理回路機能を確認する※7。	1ヶ月に1回 定事検 停止時	発電課長 計測制御 課長																																											
要素	設定値	項目	頻度	担当																																											
1. 代替制御棒挿入機能	—	機能を確認する※6。	定事検 停止時	運転 価値GM																																											
2. 原子炉圧力高	7.48MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 チャンネル校正を実施する※8。 論理回路機能を確認する※9。	1ヶ月に1回 定事検 停止時	当直長 計測 制御GM																																											
要素	設定値	項目	頻度	担当																																											
1. 代替制御棒挿入機能	—	機能を確認する※6。	定事検 停止時	課長 (計装)																																											
2. 原子炉圧力高	7.41MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。 チャンネル校正を実施する※8。 論理回路機能を確認する※9。	1箇月に1回 定事検 停止時	当直長 課長 (計装)																																											

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考						
3. 原子炉水位異常低（L2）	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことより確認する ^{※5} 。 チャンネル校正を実施する ^{※6} 。 論理回路機能を確認する ^{※7} 。 論理回路機能を確認する ^{※7} 。	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する ^{※7} 。 チャンネル校正を実施する ^{※8} 。 論理回路機能を確認する ^{※9} 。 論理回路機能を確認する ^{※9} 。	1ヶ月に1回 当直長	1箇月に1回 当直長	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する ^{※7} 。 チャンネル校正を実施する ^{※8} 。 論理回路機能を確認する ^{※9} 。 論理回路機能を確認する ^{※9} 。							
4. 手動	—	—	—	—	—							
<p>※4：「機能を確認する」とは、論理回路の出力段の信号により、電磁弁が動作することを確認することという。</p> <p>※5：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することという。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。</p> <p>※6：「チャンネル校正を実施する」とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号が発生または指示値を示すよう調整することという。</p> <p>※7：「論理回路機能を確認する」とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することという。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。</p>												
<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 および 手動A R I が動作不能の場合</td> <td>A1. 当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※10}が動作可能であることを確認する^{※11}。 および A2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>6時間 30日間</td> </tr> </tbody> </table>							条件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 および 手動A R I が動作不能の場合	A1. 当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する ^{※11} 。 および A2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間
条件	要求される措置	完了時間										
A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 および 手動A R I が動作不能の場合	A1. 当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する ^{※11} 。 および A2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間										
<p>※4：機能を確認するとは、論理回路の出力段の信号により、電磁弁が動作することを確認することという。</p> <p>※7：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャンネルの指示値と有意な差異がないことを確認することという。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては、該当しない。</p> <p>※8：チャンネル校正とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号が発生または指示値を示すよう調整することという。</p> <p>※9：論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することという。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。</p>												
<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 または 手動A R I が動作不能の場合</td> <td>A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※10}が動作可能であることを確認する^{※11}。 および A2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。</td> <td>6時間 30日間</td> </tr> </tbody> </table>							条件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 または 手動A R I が動作不能の場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する ^{※11} 。 および A2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間
条件	要求される措置	完了時間										
A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合 または 手動A R I が動作不能の場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する ^{※11} 。 および A2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間										

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
<p>B. 条件 A で要求される措置を完了する時間内に達成できない場合</p> <p>※8：A TWS 緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）、 A TWS 緩和設備（自動減圧系作動阻止機能） およびほう酸水注入系をいう。</p> <p>※9：ほう酸水注入系については1系列を起動し動作可能であること を確認するとともに、A TWS 緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）、A TWS 緩和設備（自動減圧系作動阻止機能） については至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>B. 条件 A で要求される措置を完了する時間内に達成できない場合</p> <p>※10：A TWS 緩和設備（代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能）、 自動減圧系の起動阻止スイッチ及びほう酸水注入系をいう。</p> <p>※11：ほう酸水注入系については1系列を起動し動作可能であること を確認するとともに、A TWS 緩和設備（代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能）、自動減圧系の起動阻止スイッチについては至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>B. 条件 A で要求される措置を完了する時間内に達成できない場合</p> <p>※10：A TWS 緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）、 自動減圧系停止スイッチ、代替自動減圧起動阻止スイッチ およびほう酸水注入系をいう。</p> <p>※11：ほう酸水注入系については1系列を起動し動作可能であること を確認するとともに、A TWS 緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）、自動減圧起動阻止スイッチ、代替自動減圧起動阻止スイッチ については至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>B. 条件 A で要求される措置を完了する時間内に達成できない場合</p> <p>※10：A TWS 緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）、 自動減圧起動阻止スイッチ、代替自動減圧起動阻止スイッチ およびほう酸水注入系をいう。</p> <p>※11：ほう酸水注入系については1系列を起動し動作可能であること を確認するとともに、A TWS 緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）、自動減圧起動阻止スイッチ、代替自動減圧起動阻止スイッチ については至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、運転員の負担軽減の観点から、手動操作の他に自動インターロックを採用 		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
66-1-2	A TWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）	65-1-2	A TWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）	TS-25 65-1-2 A TWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
A TWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）が動作可能であること ^{※1}	A TWS緩和設備（代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能）が動作可能であること ^{※1※2}	A TWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）	A TWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）が動作可能であること ^{※1※2}	
適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数	適用される原子炉の状態	動作可能であるべきチャンネル数（論理 ^{※3} 毎）	
運転 起 動	原子炉圧力高	運転 起 動	原子炉圧力高	【島根固有】 ・回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違（島根は、代替制御棒挿入機能の作動条件が二重の1 out of 2であり、それぞれA系の論理を作動させるために2チャンネル、B系の論理を作動させるために2チャンネルネル必要）
	原子炉水位異常低（L2）		原子炉水位低（L2）	
	手動		2 ^{※4}	
原子炉水位異常低（L2）	2チャンネル ^{※3}	原子炉水位異常低（レベル2）	原子炉水位低（L2）	
2チャンネル ^{※2}	2チャンネル ^{※3}	2チャンネル ^{※4}		【柏崎刈羽との相違】 ・島根は、原子炉再循環ポンプの径および質量が大きく、電動機の電源喪失による原子炉再循環ポンプ停止後の十分な慣性を有するため、原子炉水位低（L2）で原子炉再循環ポンプ2台を停止させる設計としている。
				【女川との相違】 ・島根は、「手動」と「遮

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記号表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
適用される原子炉の状態	設備	適用される原子炉の状態	要素	適用される原子炉の状態	要素	備考
運転 起動	代替原子炉再循環ポンプトリップしや断器	運転 起動	RIP-ASD手動停止	運転 起動	原子炉再循環ポンプトリップ遮断器 手動動作	断器動作」が1対1の関係であることから要素に手動を含めない。 【柏崎刈羽との相違】 ・原子炉再循環系を構成する設備の相違
※1：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。	※1：RIP-ASDが動作可能であることを含む。	※1：原子炉再循環ポンプトリップ遮断器が動作可能であることを含む。	※1：RIP-ASDが動作可能であることを含む。	※1：原子炉再循環ポンプトリップ遮断器が動作可能であることを含む。	※1：原子炉再循環ポンプトリップ遮断器が動作可能であることを含む。	
※2：A系およびB系それぞれ1チャンネルの計2チャンネルをいう。	※2：A系およびB系それぞれ1チャンネルの計2チャンネルをいう。	※2：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。	※2：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。	※2：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。	※2：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。	
※3：A系およびB系それぞれ1チャンネルの計2チャンネルをいう。	※3：3チャンネルのうち2チャンネルをいう。	※3：3チャンネルのうち2チャンネルをいう。	※3：3チャンネルのうち2チャンネルをいう。	※3：論理とは、当該システム・設備を動作させるためのセンサから論理回路の出力段までの最小単位の構成をいう。	※3：論理とは、当該システム・設備を動作させるためのセンサから論理回路の出力段までの最小単位の構成をいう。	【島根固有】 ・回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違（島根は、代替制御棒挿入機能の作動条件が二重の1 out of 2であり、それぞれA系の論理を動作させるために2チャンネル、B系の論理を動作させるために2チャンネルネル必要）
※4：A系およびB系それぞれ1チャンネルの計2チャンネルをいう。	※4：4チャンネルのうち2チャンネルをいう。	※4：4チャンネルのうち2チャンネルをいう。	※4：4チャンネルのうち2チャンネルをいう。	※5：A系2個のうち1個、B系2個のうち1個の計2個をいう。	※5：A系2個のうち1個、B系2個のうち1個の計2個をいう。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）					柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）					島根原子力発電所 2号炉					備考
(2) 確認事項					(2) 確認事項					(2) 確認事項					
要素	設定値	項目	頻度	担当	要素	設定値	項目	頻度	担当	要素	設定値	項目	頻度	担当	
1. 代替原子炉再循環ポンプトリップ機能	—	機能を確認する※3。	定事検 停止時	計測制御 課長	1. 代替冷却材再循環ポンプトリップ機能	—	機能を確認する※5。	定事検 停止時	運転評価 御GM	1. 代替原子炉再循環ポンプトリップ機能	—	機能を確認する※6。	定事検 停止時	課長 (計装)	
2. 原子炉圧力高	7.35MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※4。 チャンネル校正を実施する※5。	1ヶ月に1回	発電課長	2. 原子炉圧力高	7.48MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※6。 チャンネル校正を実施する※7。	1ヶ月に1回	当直長	2. 原子炉圧力高	7.41MPa[gage]以下	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※7。	1ヶ月に1回	当直長	
		論理回路機能を確認する※6。	定事検 停止時	計測制御 課長			論理回路機能を確認する※8。	定事検 停止時	運転評価 御GM			論理回路機能を確認する※9。	定事検 停止時	課長 (計装)	
					3. 原子炉水位低（レベル3）	1, 285cm以上（圧力容器レベルより）	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する※6。 チャンネル校正を実施する※7。	1ヶ月に1回	当直長						
							論理回路機能を確認する※8。	定事検 停止時	運転評価 御GM						

【柏崎刈羽との相違】
 ・島根は、原子炉再循環ポンプの径および質量が大きく、電動機の電源喪失による原子炉再循環ポンプ停止後の十分な慣性を有するため、原子炉水位低（L2）で原子炉再循環ポンプ2台を停止させる設計としている。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考		
3. 原子炉水位異常低（L2）	1,216 cm以上 （圧力容器零レベルより）	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示することにより確認する ^{※4} 。	1ヶ月に1回	当直長	当直長	原子炉の状態が運転および起動において、動作不能でないことを指示することにより確認する ^{※7} 。	112cm 下方以上（気水分離器下端より）	3. 原子炉水位低（L2）	1箇月に1回	当直長	【柏崎刈羽との相違】 ・原子炉再循環系を構成する設備の相違
		チャネル校正を実施する ^{※5} 。	定事検停止時	計測制御課長							
4. 手動	-	論理回路機能を確認する ^{※6} 。	定事検停止時	運転評価GM	-	論理回路機能を確認する ^{※9} 。	-	4. 原子炉再循環ポンプトリップ遮断器手動スイッチ	定事検停止時	課長（計装）	
		論理回路機能を確認する ^{※5} 。	定事検停止時	運転評価GM							
<p>※3：「機能を確認する」とは、論理回路の出力段の信号により、代替原子炉再循環ポンプトリップしゃ断器が開放することを確認することという。</p> <p>※4：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャネルの指示値と有意な差異がないことを確認することという。なお、トリップ状態にあるチャネルについては、該当しない。</p> <p>※5：「チャネル校正を実施する」とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生または指示値を示すよう調整することという。</p> <p>※6：「論理回路機能を確認する」とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することという。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。</p> <p>※7：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャネルの指示値と有意な差異がないことを確認することという。なお、トリップ状態にあるチャネルについては、該当しない。</p> <p>※8：チャネル校正とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生又は指示値を示すよう調整することという。</p> <p>※9：論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することという。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。</p>											
<p>※5：機能の確認は、論理回路の出力段の信号により、RIP-AS Dが停止することを確認することという。</p> <p>※6：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャネルの指示値と有意な差異がないことを確認することという。なお、トリップ状態にあるチャネルについては、該当しない。</p> <p>※7：チャネル校正とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生又は指示値を示すよう調整することという。</p> <p>※8：論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することという。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。</p>											
<p>※6：機能の確認は、論理回路の出力段の信号により、原子炉再循環ポンプトリップ遮断器が動作することを確認することという。</p> <p>※7：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャネルの指示値と有意な差異がないことを確認することという。なお、トリップ状態にあるチャネルについては、該当しない。</p> <p>※8：チャネル校正とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号を発生または指示値を示すよう調整することという。</p> <p>※9：論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することという。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。</p>											

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
(3) 要求される措置						
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合または原子炉再循環ポンプトリップしゃ断器が動作不能の場合	A1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対策設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する ^{※8} 。 および A2. 発電課長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間	A. 動作可能であるべきチャンネル数を満足できない場合又は R I P - A S D 手動スイッチによる停止ができない場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対策設備 ^{※10} が動作可能であることを確認する ^{※11} 。 および A2. 当直長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間	【柏崎刈羽との相違】 ・原子炉再循環系を構成する設備の相違
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。	24時間	B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。	24時間	
※7：A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。 ※8：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※9：A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。 ※10：A T W S 緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。 ※11：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。						

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																	
表 6 6 - 3 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための設備	表 6 6 - 3 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための設備	表 6 5 - 3 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための設備	TS-25 6 5 - 3 - 1 代替自動減圧機能																																	
6 6 - 3 - 1 代替自動減圧機能 (1) 運転上の制限	6 6 - 3 - 1 代替自動減圧機能 (1) 運転上の制限	6 5 - 3 - 1 代替自動減圧機能 (1) 運転上の制限																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替自動減圧機能</td> <td>代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	代替自動減圧機能	代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替自動減圧機能</td> <td>(1) 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 (2) 自動減圧系の起動阻止スイッチが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	代替自動減圧機能	(1) 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 (2) 自動減圧系の起動阻止スイッチが動作可能であること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替自動減圧機能</td> <td>(1) 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 (2) 自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	代替自動減圧機能	(1) 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 (2) 自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチが動作可能であること	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置 																					
項目	運転上の制限																																			
代替自動減圧機能	代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1																																			
項目	運転上の制限																																			
代替自動減圧機能	(1) 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 (2) 自動減圧系の起動阻止スイッチが動作可能であること																																			
項目	運転上の制限																																			
代替自動減圧機能	(1) 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）が動作可能であること※1 (2) 自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチが動作可能であること																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転 起動 高温停止 (原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合)</td> <td>原子炉水位異常低(L)※2</td> <td>2チャンネル</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位低(L3)</td> <td>1チャンネル</td> </tr> <tr> <td>低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高※2 または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2</td> <td>2チャンネル※3</td> </tr> <tr> <td>自動減圧系作動阻止機能</td> <td>※4</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	運転 起動 高温停止 (原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合)	原子炉水位異常低(L)※2	2チャンネル	原子炉水位低(L3)	1チャンネル	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高※2 または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2	2チャンネル※3	自動減圧系作動阻止機能	※4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>要素</th> <th>動作可能であるべき要素数・チャンネル数（論理毎）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転 起動 高温停止 (原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合)</td> <td>代替自動減圧機能論理回路</td> <td>1系※3</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位異常低(レベル1)※2</td> <td>2チャンネル※4</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系ポンプ吐出圧力高※2</td> <td>1チャンネル※5</td> </tr> <tr> <td>自動減圧系の起動阻止スイッチ</td> <td></td> <td>1系※6</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべき要素数・チャンネル数（論理毎）	運転 起動 高温停止 (原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合)	代替自動減圧機能論理回路	1系※3	原子炉水位異常低(レベル1)※2	2チャンネル※4	残留熱除去系ポンプ吐出圧力高※2	1チャンネル※5	自動減圧系の起動阻止スイッチ		1系※6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>要素</th> <th>動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転 起動 高温停止</td> <td>原子炉水位低(L1)※3</td> <td>2※4</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系ポンプまたは低圧炉心スプレイ系ポンプ運転※3</td> <td>1※5</td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）	運転 起動 高温停止	原子炉水位低(L1)※3	2※4	残留熱除去系ポンプまたは低圧炉心スプレイ系ポンプ運転※3	1※5	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違（島根は、AND論理の1 out of 2論理であり、チャンネルA、Cの両チャンネルまたはチャンネルB、Dの両チャンネルが動作することで代替自動減圧機能が作動する。） <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、原子炉水位異常低（L1）計装配管のH側破断による自動減圧系誤始動
適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）																																		
運転 起動 高温停止 (原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合)	原子炉水位異常低(L)※2	2チャンネル																																		
	原子炉水位低(L3)	1チャンネル																																		
	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力高※2 または 残留熱除去系ポンプ出口圧力高※2	2チャンネル※3																																		
	自動減圧系作動阻止機能	※4																																		
適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべき要素数・チャンネル数（論理毎）																																		
運転 起動 高温停止 (原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上の場合)	代替自動減圧機能論理回路	1系※3																																		
	原子炉水位異常低(レベル1)※2	2チャンネル※4																																		
	残留熱除去系ポンプ吐出圧力高※2	1チャンネル※5																																		
自動減圧系の起動阻止スイッチ		1系※6																																		
適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）																																		
運転 起動 高温停止	原子炉水位低(L1)※3	2※4																																		
	残留熱除去系ポンプまたは低圧炉心スプレイ系ポンプ運転※3	1※5																																		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記号表記、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考						
<p>※1：本表における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能と</p>	<p>※1：本条における動作可能とは、当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1192 1038 1558 1225">適用される原子炉の状態</th> <th data-bbox="1192 750 1558 1038">要素</th> <th data-bbox="1192 463 1558 750">動作可能であるべき所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1283 1038 1558 1225"> 運転 起動※2 高温停止※2 </td> <td data-bbox="1283 750 1558 1038"> 代替自動減圧機能論理回路 自動減圧起動阻止スイッチ 代替自動減圧起動阻止スイッチ </td> <td data-bbox="1283 463 1558 750"> $1^{※6}$ $2^{※7}$ 1 </td> </tr> </tbody> </table>	適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべき所要数	運転 起動※2 高温停止※2	代替自動減圧機能論理回路 自動減圧起動阻止スイッチ 代替自動減圧起動阻止スイッチ	$1^{※6}$ $2^{※7}$ 1	<p>信号発生防止のため 原子炉水位低（L3）も要素としている。 【島根固有】 ・島根は、ポンプの吐出圧力計をポンプ下流の逆止弁後段に設置しており、ポンプ起動後に異常停止しても、残圧によりポンプ運転状態を正確に判別することができな可能性があることから、吐出圧力ではなくポンプの遮断器閉を条件に設定</p> <p>【女川との相違】 ・女川は、運転員の負担軽減の観点から、手動操作の他に自動インターロックを採用</p> <p>【島根固有】 ・島根は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置</p>
適用される原子炉の状態	要素	動作可能であるべき所要数							
運転 起動※2 高温停止※2	代替自動減圧機能論理回路 自動減圧起動阻止スイッチ 代替自動減圧起動阻止スイッチ	$1^{※6}$ $2^{※7}$ 1							

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>は、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※2：当該設備が動作不能時は、「第27条 計測および制御設備」の運転上の制限も確認する。</p>	<p>点検・修理のために当該チャンネル又は論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合及び誤不動作が発見された場合で、当該計測及び制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※2：当該設備が動作不能時は、「第27条 計測及び制御設備」及び「66-13-1 主要パラメータ及び代替パラメータ」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：1系とは、A系又はB系の代替自動減圧機能論理回路をいう。</p> <p>※4：片系3チャンネルのうち2チャンネルをいう。</p>	<p>は、点検・修理のために当該チャンネルまたは論理回路をバイパスして動作可能であるべきチャンネル数を満足していない場合および誤不動作が発見された場合で、当該計測および制御設備に期待されている機能を達成できない状態をいう。トリップ信号を出力している状態は、誤動作であっても動作不能とは見なさない。</p> <p>※2：原子炉圧力が0.78MPa[gage]以上の場合。</p> <p>※3：当該設備が動作不能時は、「第27条 計測および制御設備」の運転上の制限も確認する。</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、水位低およびRHRポンプ吐出圧力高の要素は「65-13-1 主要パラメータおよび代替パラメータ」に使用していない。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 回路構成の相違による必要なチャンネル数の相違（島根は、AND論理の1 out of 2論理であり、チャンネルA、Cの両チャンネルまたはチャンネルB、Dの両チャンネルが動作することですべて代替自動減圧機能が動作する。）
<p>※3：A系論理は低圧炉心スプレイス系および残留熱除去系A系の各1チャンネルをいい、B系論理は残留熱除去系B系および残留熱除去系C系の2チャンネルをいう。</p> <p>※4：「66-1-3 A TWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※5：片系3チャンネルのうち1チャンネルをいう。</p> <p>※6：1系とは、A系及びB系の自動減圧系の起動阻止スイッチをいう。</p>	<p>※5：代替自動減圧系A系においては、残留熱除去系A系および低圧炉心スプレイスのうち1チャンネルをいい、代替自動減圧系B系においては、残留熱除去系B系および残留熱除去系C系のうち1チャンネルをいう。</p> <p>※6：A系またはB系の代替自動減圧機能論理回路をいう。</p> <p>※7：A系およびB系の自動減圧起動阻止スイッチをいう。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、運転員の負担軽減の観点から、手動操作の他に自動

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記録装置、記録箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考				
<p>※5：「機能を確認する」とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することという。</p> <p>※6：代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）に使用する設定値に適用する。</p> <p>※7：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャネルの指示値と有意な差異がないことを確認することという。なお、トリップ状態にあるチャネルについては、該当しない。</p> <p>※8：「チャネル校正を実施する」とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号が発生または指示値を示すよう調整することという。</p> <p>※9：「論理回路機能を確認する」とは、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することという。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。</p> <p>※10：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足してはいないとはいふべきでない。</p>	<p>※7：機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することという。</p> <p>※8：代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）に使用する設定値に適用する。</p> <p>※9：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャネルの指示値と有意な差異がないことを確認することという。なお、トリップ状態にあるチャネルについては、該当しない。</p> <p>※10：チャネル校正とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号が発生又は指示値を示すよう調整することという。</p> <p>※11：論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生（自動減圧系の起動阻止スイッチについては、信号の阻止）することにより、その機能の健全性を確認することという。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。</p> <p>※12：動作値が、設定値に対して計器の許容誤差の範囲内であれば、運転上の制限を満足してはいないとはいふべきでない。</p>	<table border="1" data-bbox="205 454 430 1243"> <tr> <td data-bbox="205 1083 430 1243">7. 代替自動減圧起動阻止スイッチ</td> <td data-bbox="205 934 430 1083">二</td> <td data-bbox="205 697 430 934">論理回路機能を確認する※13。</td> <td data-bbox="205 454 430 697">課長 (計装)</td> </tr> </table> <p>※8：機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することという。</p> <p>※9：代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能）に使用する設定値に適用する。</p> <p>※10：原子炉圧力が0.78MPa[gage]以上の場合。</p> <p>※11：「動作不能でないことを指示により確認する」とは、当該チャネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他のチャネルの指示値と有意な差異がないことを確認することという。なお、トリップ状態にあるチャネルについては、該当しない。</p> <p>※12：チャネル校正とは、センサにあらかじめ定められた信号を与えた時、許容範囲内で出力信号が発生または指示値を示すよう調整することという。</p> <p>※13：論理回路機能の確認は、センサからの出力信号にて、論理回路の出力段に信号が発生（自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチについては、信号の阻止）することにより、その機能の健全性を確認することという。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。</p>	7. 代替自動減圧起動阻止スイッチ	二	論理回路機能を確認する※13。	課長 (計装)	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、ポンプの吐出圧力計をポンプ下流の逆止弁後段に設置しており、ポンプ起動後に異常停止しても、残圧によりポンプ運転状態を正確に判別することがで
7. 代替自動減圧起動阻止スイッチ	二	論理回路機能を確認する※13。	課長 (計装)				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考	
(3) 要求される措置							
条件	要求される措置	完了時間	要素	条件	要求される措置	完了時間	
A. 動作可能であるべきチャネル数を満足できない場合	A1. 発電課長は、当該機能と同等な機能が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、当該チャネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日間	1. 代替自動減圧機能論理回路 2. 原子炉水位異常低（レベル1） 3. 残留熱除去ポンプ吐出力高 4. 始動タイム	A. 動作可能であるべき所要数はチャネル数を満足できない場合 B. 条件Aで要求される措置を完了した時間内に達成できない場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※11} が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、当該所要数またはチャネルを動作可能な状態に復旧する。 B1. 当直長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、原子炉圧力を0.77MPa[gage]未満にする。	6時間 30日間 24時間 36時間	
(3) 要求される措置							
要素	条件	要求される措置	完了時間	要素	条件	要求される措置	完了時間
1. 代替自動減圧機能論理回路 2. 原子炉水位異常低（レベル1） 3. 残留熱除去ポンプ 4. 始動タイム	A. 動作可能であるべき所要数はチャネル数を満足できない場合 B. 条件Aで要求される措置を完了した時間内に達成できない場合	A 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※13} が動作可能であることを確認する。 および A 2. 当直長は、当該所要数又はチャネルを動作可能な状態に復旧する。 B 1. 当直長は、高温停止にする。 および B 2. 当直長は、原子炉圧力を1.03 MPa[gage]未満にする。	6時間 30日間 24時間 36時間	1. 代替自動減圧機能論理回路 2. 原子炉水位異常低（レベル1） 3. 残留熱除去ポンプ 4. 始動タイム	A. 動作可能であるべき所要数はチャネル数を満足できない場合 B. 条件Aで要求される措置を完了した時間内に達成できない場合	A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※14} が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、当該所要数またはチャネルを動作可能な状態に復旧する。 B1. 当直長は、高温停止にする。 および B2. 当直長は、原子炉圧力を0.78 MPa[gage]未満にする。	6時間 30日間 24時間 36時間
<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、ポンプの吐出圧力計をポンプ下流の逆止弁後段に設置しており、ポンプ起動後に異常停止しても、残圧によりポンプ運転状態を正確に判別することができない可能性があることから、吐出圧力遮断器閉を条件に設定 							

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5. 自動減圧系 起動阻止スイッチ</p>	<p>5. 自動減圧系 起動阻止スイッチ</p> <p>A. 動作可能であるべき所要数を満たさない場合</p> <p>A 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※15が動作可能であることを確認する※14。 及び A 2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>B. 条件Aで要求される措置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>B 1. 当直長は、高温停止にする。 及び B 2. 当直長は、原子炉圧力を 1.03 MPa[gage]未満にする。</p> <p>6時間 30日間 24時間 36時間</p>	<p>5. 自動減圧系 起動阻止スイッチ</p> <p>6. 代替自動減圧起動阻止スイッチ</p> <p>A. 動作可能であるべき所要数を満たさない場合</p> <p>A1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※16が動作可能であることを確認する※15。 および A2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>B. 条件Aで要求される措置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>B 1. 当直長は、高温停止にする。 および B 2. 当直長は、原子炉圧力を 0.78MPa[gage]未満にする。</p> <p>6時間 30日間 24時間 36時間</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、悪影響を及ぼさないよう考慮して、自動減圧起動阻止スイッチおよび代替自動減圧起動阻止スイッチをそれぞれ設置
<p>※11：主蒸気逃がし安全弁による自動減圧が可能であることをいう。 ※12：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p> <p>※15：A TWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。</p>	<p>※13：主蒸気逃がし安全弁による自動減圧が可能であることをいう。 ※14：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。 ※15：A TWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。</p>	<p>※14：主蒸気逃がし安全弁による自動減圧が可能であることをいう。 ※15：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。 ※16：A TWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）をいう。</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																				
<p>表 6 6 - 1 0 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>6 6 - 1 0 - 1 大気への放射性物質の拡散抑制, 航空機燃料火災への泡消火</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放水設備（大気への拡散抑制設備）および放水設備（泡消火設備）</td> <td>放水設備（大気への拡散抑制設備）および放水設備（泡消火設備）が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型送水ポンプ車（タイプII）</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>放水砲</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤混合装置</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：必要なホースを含む。 ※2：「6 6 - 1 9 - 2 大容量送水ポンプ（タイプII）」において運転上の制限等を定める。 ※3：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻 度</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	放水設備（大気への拡散抑制設備）および放水設備（泡消火設備）	放水設備（大気への拡散抑制設備）および放水設備（泡消火設備）が動作可能であること※1	設 備	所要数	大型送水ポンプ車（タイプII）	※2	放水砲	1台	泡消火薬剤混合装置	1台	燃料補給設備	※3	項目	頻 度	担 当				<p>表 6 6 - 1 0 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>6 6 - 1 0 - 1 大気への放射性物質の拡散抑制, 航空機燃料火災への泡消火</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋放水設備</td> <td>原子炉建屋放水設備が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>放水砲</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>泡原液混合装置</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>泡原液搬送車</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：必要なホースを含む。 ※2：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。 ※3：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻 度</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し、吐出圧力[]MPa以上、流量が[]m³/h以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>タービン GM</td> </tr> <tr> <td>2. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル 設備管理 GM</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉建屋放水設備	原子炉建屋放水設備が動作可能であること※1	設 備	所要数	大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）	1台	放水砲	1台	泡原液混合装置	1台	泡原液搬送車	1台	燃料補給設備	※2	項目	頻 度	担 当	1. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し、吐出圧力[]MPa以上、流量が[]m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン GM	2. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル 設備管理 GM	<p>表 6 5 - 1 0 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>6 5 - 1 0 - 1 大気への放射性物質の拡散抑制, 航空機燃料火災への泡消火</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建物放水設備</td> <td>原子炉建物放水設備が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型送水ポンプ車</td> <td>1台※2</td> </tr> <tr> <td>放水砲</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤容器</td> <td>5個</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：必要なホースを含む。 ※2：大型送水ポンプ車は、第4保管エリアに配置されていること。 ※3：第65条（65-12-6 燃料補給設備）において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻 度</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 大型送水ポンプ車を起動し、吐出圧力1.34MPa[gage]以上、流量が1.320m³/h以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>課長 (タービン)</td> </tr> <tr> <td>2. 大型送水ポンプ車を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3箇月に1回</td> <td>課長 (タービン)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉建物放水設備	原子炉建物放水設備が動作可能であること※1	設 備	所要数	大型送水ポンプ車	1台※2	放水砲	1台	泡消火薬剤容器	5個	燃料補給設備	※3	項目	頻 度	担 当	1. 大型送水ポンプ車を起動し、吐出圧力1.34MPa[gage]以上、流量が1.320m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	課長 (タービン)	2. 大型送水ポンプ車を起動し、動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長 (タービン)	<p>TS-25 65-10-1 大気への放射性物質の拡散抑制, 航空機燃料火災への泡消火</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、当該放水設備に必要な大容量送水ポンプ（タイプII）（必要なホースを含む）については、66-19-2で管理する。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、当該放水設備に必要な大容量送水ポンプ（タイプII）（必要なホースを含む）については、66-19-2で管理する。
項目	運転上の制限																																																																						
放水設備（大気への拡散抑制設備）および放水設備（泡消火設備）	放水設備（大気への拡散抑制設備）および放水設備（泡消火設備）が動作可能であること※1																																																																						
設 備	所要数																																																																						
大型送水ポンプ車（タイプII）	※2																																																																						
放水砲	1台																																																																						
泡消火薬剤混合装置	1台																																																																						
燃料補給設備	※3																																																																						
項目	頻 度	担 当																																																																					
項目	運転上の制限																																																																						
原子炉建屋放水設備	原子炉建屋放水設備が動作可能であること※1																																																																						
設 備	所要数																																																																						
大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）	1台																																																																						
放水砲	1台																																																																						
泡原液混合装置	1台																																																																						
泡原液搬送車	1台																																																																						
燃料補給設備	※2																																																																						
項目	頻 度	担 当																																																																					
1. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し、吐出圧力[]MPa以上、流量が[]m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン GM																																																																					
2. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル 設備管理 GM																																																																					
項目	運転上の制限																																																																						
原子炉建物放水設備	原子炉建物放水設備が動作可能であること※1																																																																						
設 備	所要数																																																																						
大型送水ポンプ車	1台※2																																																																						
放水砲	1台																																																																						
泡消火薬剤容器	5個																																																																						
燃料補給設備	※3																																																																						
項目	頻 度	担 当																																																																					
1. 大型送水ポンプ車を起動し、吐出圧力1.34MPa[gage]以上、流量が1.320m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	課長 (タービン)																																																																					
2. 大型送水ポンプ車を起動し、動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長 (タービン)																																																																					

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考		
1. 放水砲が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	3. 放水砲が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理 GM	3. 放水砲が使用可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長 (タービン)			
2. 泡消火薬剤混合装置が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	4. 泡原液混合装置が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理 GM	4. 泡消火薬剤容器が使用可能であることおよび泡消火薬剤の備蓄量が646L以上あることを確認する。	3箇月に1回	課長 (保修管理)			
3. 泡消火薬剤の備蓄量が646L以上あることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	5. 泡原液搬送車が使用可能であること及び泡消火薬剤の備蓄量が646L以上あることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理 GM						
(3) 要求される措置											
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転 起動 高温停止	A. 放水設備（大気への拡散抑制設備）または放水設備（泡消火設備）が動作不能の場合	A1. 発電課長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※4} とともに、その他の設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A3. 防災課長は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 3日間	運転 起動 高温停止	A. 原子炉建屋放水設備が動作不能の場合	A 1. 当直長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※3} とともに、その他の設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する。 および A 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A 3. 当直長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 3日間	運転 起動 高温停止	A. 原子炉建屋放水設備が動作不能の場合	A1. 当直長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{※4} とともに、その他の設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。 および A3. 課長（タービン）または代 替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 3日間

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
冷温停止 燃料交換	<p>および</p> <p>A4. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>B. 条件Aで要求される措置を完了した時点でできない場合</p> <p>A. 放水設備（大気への拡散抑制設備）または放水設備（泡消火設備）が動作不能の場合</p> <p>および</p> <p>A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 防災課長は、代替措置^{※6}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>10日間</p>	<p>および</p> <p>A 4. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>B 1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>および</p> <p>B 2. 当直長は、冷温停止にする。</p>	<p>10日間</p>	<p>および</p> <p>A4. 課長（タービン）または、当該課長（保修管理）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>B1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>および</p> <p>B2. 当直長は、冷温停止にする。</p>	
冷温停止 燃料交換	<p>A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 防災課長は、代替措置^{※6}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A 3. 当直長は、代替措置^{※5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>A1. 課長（タービン）または、当該課長（保修管理）は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A2. 当直長は、燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 課長（タービン）または、当該課長（保修管理）は、代替措置^{※6}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※5：残りの残留熱除去系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※6：代替品の補充等をいう。</p>
冷温停止 燃料交換	<p>A. 原子炉建屋放水設備が動作不能の場合</p>	<p>速やかに</p>	<p>A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A 3. 当直長は、代替措置^{※5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>A. 原子炉建屋放水設備が動作不能の場合</p> <p>および</p> <p>A2. 当直長は、燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65℃以下であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 課長（タービン）または、当該課長（保修管理）は、代替措置^{※6}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※5：残りの残留熱除去系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※6：代替品の補充等をいう。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																						
<p>66-11-2 復水貯蔵タンクへの供給設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンクへの供給設備</td> <td>淡水貯水槽（No. 1）および淡水貯水槽（No. 2）ならびに海から復水貯蔵タンクへ水を供給するための設備が動作可能であること^{※1}</td> </tr> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> <tr> <td>大容量送水ポンプ（タイプI）</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵タンク</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※5</td> </tr> </table> <p>※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口を含む。）ができることをいう。 ※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合 ※3：「66-11-1 大容量送水ポンプ（タイプI）」において運転上の制限等を定める。 ※4：「66-11-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。 ※5：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p>	項目	運転上の制限	復水貯蔵タンクへの供給設備	淡水貯水槽（No. 1）および淡水貯水槽（No. 2）ならびに海から復水貯蔵タンクへ水を供給するための設備が動作可能であること ^{※1}	設備	所要数	大容量送水ポンプ（タイプI）	※3	復水貯蔵タンク	※4	燃料補給設備	※5	<p>66-11-2 復水貯蔵槽への移送設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>復水貯蔵槽への移送設備</td> <td>淡水貯水池、防火水槽及び海から復水貯蔵槽へ水を移送するための設備が動作可能であること^{※1}</td> </tr> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> <tr> <td>可搬型代替注水ポンプ（A-2級）</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>大容量送水車（海水取水用）</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>復水貯蔵槽</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※6</td> </tr> </table> <p>※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口を含む。）ができることをいう。 ※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合 ※3：「66-11-1 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）」において運転上の制限等を定める。 ※4：「66-11-3 海水移送設備」において運転上の制限等を定める。 ※5：「66-11-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。 ※6：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p>	項目	運転上の制限	復水貯蔵槽への移送設備	淡水貯水池、防火水槽及び海から復水貯蔵槽へ水を移送するための設備が動作可能であること ^{※1}	設備	所要数	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	※3	大容量送水車（海水取水用）	※4	復水貯蔵槽	※5	燃料補給設備	※6	<p>65-11-2 低圧原子炉代替注水槽への移送設備</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>低圧原子炉代替注水槽への移送設備</td> <td>輪谷貯水槽（西1）、輪谷貯水槽（西2）および海から低圧原子炉代替注水槽へ水を移送するための設備が動作可能であること^{※1}</td> </tr> </table> <p>適用される原子炉の状態</p> <table border="1"> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> <tr> <td>大量送水車</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>低圧原子炉代替注水槽</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※5</td> </tr> </table> <p>※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成ができることをいう。 ※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合 ※3：第65条（65-11-1 大量送水車）および第65条（65-11-3 海水移送設備）において運転上の制限等を定める。 ※4：第65条（65-11-1 重大事故等収束のための水源）において運転上の制限等を定める。 ※5：第65条（65-12-6 燃料補給設備）において運転上の制限等を定める。</p>	項目	運転上の制限	低圧原子炉代替注水槽への移送設備	輪谷貯水槽（西1）、輪谷貯水槽（西2）および海から低圧原子炉代替注水槽へ水を移送するための設備が動作可能であること ^{※1}	設備	所要数	大量送水車	※3	低圧原子炉代替注水槽	※4	燃料補給設備	※5	<p>TS-25 65-11-2 低圧原子炉代替注水槽への移送設備</p> <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、海水取水についても大量送水車により実施 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では、低圧原子炉代替注水槽は地下にあり、地上の開口部へホースを入れて水を移送するため、接続口はない。
項目	運転上の制限																																								
復水貯蔵タンクへの供給設備	淡水貯水槽（No. 1）および淡水貯水槽（No. 2）ならびに海から復水貯蔵タンクへ水を供給するための設備が動作可能であること ^{※1}																																								
設備	所要数																																								
大容量送水ポンプ（タイプI）	※3																																								
復水貯蔵タンク	※4																																								
燃料補給設備	※5																																								
項目	運転上の制限																																								
復水貯蔵槽への移送設備	淡水貯水池、防火水槽及び海から復水貯蔵槽へ水を移送するための設備が動作可能であること ^{※1}																																								
設備	所要数																																								
可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	※3																																								
大容量送水車（海水取水用）	※4																																								
復水貯蔵槽	※5																																								
燃料補給設備	※6																																								
項目	運転上の制限																																								
低圧原子炉代替注水槽への移送設備	輪谷貯水槽（西1）、輪谷貯水槽（西2）および海から低圧原子炉代替注水槽へ水を移送するための設備が動作可能であること ^{※1}																																								
設備	所要数																																								
大量送水車	※3																																								
低圧原子炉代替注水槽	※4																																								
燃料補給設備	※5																																								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉			
(2) 確認事項				(2) 確認事項				(2) 確認事項			
項目	頻度	担当		項目	頻度	担当		項目	頻度	担当	
(項目なし)	—	—		(項目なし)	—	—		(項目なし)	—	—	
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				(3) 要求される措置			
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転 起動 高温停止	A. 復水貯蔵タンクへの供給設備が動作不能の場合 A2. 防災課長は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A3. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 および B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	A1. 発電課長は、復水貯蔵タンクの水量が6-1-1-1の所要値以上であることを確認する。 および A2. 防災課長は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A3. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 および B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	速やかに 3日間 10日間 24時間 36時間	運転 起動 高温停止	A. 復水貯蔵タンクへの移送設備が動作不能の場合 A2. 当直長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A3. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 および B1. 当直長は、高温停止にする。 および B2. 当直長は、冷温停止にする。	A1. 当直長は、復水貯蔵水位が6-1-1の所要値以上であることを確認する。 および A2. 当直長は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A3. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 および B1. 当直長は、高温停止にする。 および B2. 当直長は、冷温停止にする。	速やかに 3日間 10日間 24時間 36時間	冷温停止 燃料交換 ^{※7}	A. 復水貯蔵タンクへの供給設備が動作不能の場合 A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B1. 防災課長は、高温停止にする。 および B2. 防災課長は、冷温停止にする。	A. 復水貯蔵タンクへの移送設備が動作不能の場合 A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 当直長は、冷温停止にする。	速やかに 3日間 10日間 24時間 36時間

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
および	速やかに	及び	速やかに	および	速やかに	
A2. 防災課長は、復水貯蔵タンクの水量が942m ³ 以上となるように補給する、または発電課長は、942m ³ 以上であることを確認する。	速やかに	A 2. 当直長は、復水貯蔵槽水位が5.5m以上となるように補給する又は5.5m以上であることを確認する。	速やかに	A2. 課長（原子炉）は、低圧原子炉代替注水槽水量が690m ³ 以上となるように補給する、または当直長は、690m ³ 以上であることを確認する。	速やかに	
および	速やかに	及び	速やかに	および	速やかに	
A3. 防災課長は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	A 3. 当直長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	A3. 課長（原子炉）は、代替措置 ^{※6} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	
※6：代替品の補充等という。	※6：代替品の補充等という。	※7：代替品の補充等という。	※7：代替品の補充等という。	※6：代替品の補充等という。		
※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが開の場合	※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが開の場合	※8：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが開の場合	※8：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが開の場合	※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが開の場合		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
66-12-7	燃料補給設備	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	65-12-6	燃料補給設備
(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
燃料補給設備	(2) ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが 所要値以上であること※2 (1) 軽油タンクレベルが所要値以上であること ※1 (3) 所要数のタンクローリが動作可能であること※3	燃料補給設備	(1) ガスタービン発電機用軽油タンク レベルが所要値以上であること※1 (2) 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵 タンクの燃料貯蔵量が所要値以上 であること※2 (3) 所要数のタンクローリが動作可能 であること※3	【柏崎刈羽との相違】 ・島根では、燃料補給設備としてガスタービン発電機用軽油タンクも使用するため本表で整理する。 【島根固有】 ・島根では、非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量を運転上の制限として設定する。
適用される原子炉の状態	運転	適用される原子炉の状態	運転	【柏崎刈羽との相違】 ・島根はガスタービン発電機用軽油タンクについて、65条(65-12-1)において運転上の制限等を定めるタンクレベルを確認する。 【島根固有】 ・島根は非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクについて、60条において運転上の制限等を定める非非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク6基の燃料貯蔵量の合計値を確認する。
所要値・所要数	2, 770mm	所要数	所要数	
2, 770mm	非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベル※4※5	1基※3	6, 219mm以上	
3, 140mm	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクレベル※5	3台※4	721 m ³ 以上※5	
2, 080mm	ガスタービン発電設備軽油タンクレベル※6	1台	1台※6	
2台※7	タンクローリ			
※2：常設代替交流電源設備が運転中および運転終了後2日間は除く。				
※3：非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間は除く。なお、非常用ディーゼル発電機とは、A系、B系および高圧炉心スプレイ系のディーゼル発電機をいう。				
※4：常設代替交流電源設備が運転中および運転終了後2日間は除く。				
※5：非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間は除く。なお、非常用ディーゼル発電機とは、A系、B系および高圧炉心スプレイ系のディーゼル発電機をいう。				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考																																						
<p>※3：燃料移送系の必要な弁、配管およびホースを含む。</p> <p>※5：軽油タンクレベルが必要量確保されていない場合は、「第6条 非常用ディーゼル発電機燃料油等」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルとは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク6基の各々の軽油タンクレベルをいう。</p> <p>※6：ガスタービン発電設備軽油タンクレベルとは、ガスタービン発電設備軽油タンク3基の各々の軽油タンクレベルをいう。</p> <p>※7：タンクローリは、第2保管エリア、第3保管エリアに分散配置されていること。</p>	<p>※1：必要なホースを含む。</p> <p>※2：当該設備が使用不能時は、「第61条 非常用ディーゼル発電機燃料油等」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：6号炉及び7号炉の軽油タンク4基のうち1基。</p> <p>※4：タンクローリ（4kL）は、大湊側高台保管場所及び5号炉東側第二保管場所に分散配置されていること。</p>	<p>※3：必要なホースを含む。</p> <p>※4：非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量が必要量確保されていない場合は、第60条（非常用ディーゼル発電機燃料油等）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※5：非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク6基の燃料貯蔵量の合計値</p> <p>※6：タンクローリは、第3保管エリアに配置されていること。</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根のタンクローリは1台であるため分散配置について記載不要。なお、タンクローリは設置許可基準規則解釈第43条の「可搬型代替電源設備及び可搬型注水設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）」に該当しないことから、必要数は1台である。また、予備とは分散配置している。 																																						
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>2. 高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>3. ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>4. タンクローリが動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	2. 高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	3. ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	4. タンクローリが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 6号炉及び7号炉の軽油タンク4基のうち1基以上が第61条で定める軽油タンクレベルを満足していることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>2. タンクローリ（4kL）が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> <tr> <td>3. タンクローリ（16kL）が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 6号炉及び7号炉の軽油タンク4基のうち1基以上が第61条で定める軽油タンクレベルを満足していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	2. タンクローリ（4kL）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	3. タンクローリ（16kL）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ガスタービン発電機用軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。</td> <td>1箇月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>2. 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量が所要値以上であることを確認する。</td> <td>1箇月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>3. タンクローリが動作可能であることを確認する。</td> <td>3箇月に1回</td> <td>課長 (タービン)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. ガスタービン発電機用軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1箇月に1回	当直長	2. 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量が所要値以上であることを確認する。	1箇月に1回	当直長	3. タンクローリが動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長 (タービン)
項目	頻度	担当																																							
1. 非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																																							
2. 高圧炉心スプレイスディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																																							
3. ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																																							
4. タンクローリが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																																							
項目	頻度	担当																																							
1. 6号炉及び7号炉の軽油タンク4基のうち1基以上が第61条で定める軽油タンクレベルを満足していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長																																							
2. タンクローリ（4kL）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																																							
3. タンクローリ（16kL）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																																							
項目	頻度	担当																																							
1. ガスタービン発電機用軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1箇月に1回	当直長																																							
2. 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量が所要値以上であることを確認する。	1箇月に1回	当直長																																							
3. タンクローリが動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長 (タービン)																																							

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値を満足していない場合	A1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。	2日間	A. 軽油タンクが所要数を満足していない場合	A 1. 当直長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。	2日間	A. ガスタービン発電機用軽油タンクレベルが所要値を満足していない場合	A1. 当直長は、ガスタービン発電機用軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。	2日間	
B. 高圧炉心スプレイス系ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値を満足していない場合	B1. 発電課長は、高圧炉心スプレイス系ディーゼル発電設備軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。	2日間				B. 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量が所要値を満足していない場合	B1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンクの燃料貯蔵量を所要値内に回復させる。	2日間	
C. ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値を満足していない場合	C1. 発電課長は、ガスタービン発電設備軽油タンクレベルを所要値内に回復させる。	2日間							
D. 動作可能なタンクローリが所要数を満足していない場合	D1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。または D2. 防災課長は、代替措置 ^{※8} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※9} 。	2日間	B. 動作可能なタンクローリ（4 k L）が所要数を満足していない場合	B 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。又は B 2. 当直長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※6} 。	2日間	C. 動作可能なタンクローリが所要数を満足していない場合	C1. 課長（タービン）は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。または C2. 課長（タービン）は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※8} 。	2日間	
			C. 動作可能なタンクローリ（16 k L）が所要数を満足していない場合	C 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。又は C 2. 当直長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する ^{※6} 。	2日間				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
<p>E. 条件 A、B、C または D で要求される措置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>E1. 防災課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備^{※10}を動作不能^{※11}とみなす。</p>	<p>速やかに</p>	<p>D. 条件 A で要求される措置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>E. 条件 B で要求される措置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>F. 条件 C で要求される措置を完了した時間内に達成できない場合</p>	<p>速やかに</p>	<p>D. 条件 A または B で要求される措置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>E. 条件 C で要求される措置を完了した時間内に達成できない場合</p> <p>E1. 課長（タービン）は、タンクローリによる燃料補給を要する重大事故等対処設備^{※9}を動作不能^{※10}とみなす。</p>	<p>速やかに</p>	
<p>※8：代替品の補充等という。</p> <p>※9：2日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、2日間を超えたとしても条件 E には移行しない。</p> <p>※10：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、以下をいう。 電源車、大容量送水ポンプ（タイプ I）、熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置および大容量送水ポンプ（タイプ II）、ガスタービン発電機</p> <p>※11：燃料補給を要する重大事故等対処設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>	<p>※5：代替品の補充等という。</p> <p>※6：2日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、2日間を超えたとしても条件 E 及び F には移行しない。</p> <p>※7：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、以下をいう。 タンクローリ（4kL）；可搬型代替注水ポンプ（A-1級）、可搬型代替注水ポンプ（A-2級）、大容量送水車（海水取水用）、大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）、電源車、モニタリングポスト用発電機及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備。 タンクローリ（16kL）；第一ガスタービン発電機。</p> <p>※8：燃料補給を要する重大事故等対処設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>	<p>※7：代替品の補充等という。</p> <p>※8：2日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、2日間を超えたとしても条件 E には移行しない。</p> <p>※9：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、以下をいう。 ガスタービン発電機用軽油タンク；高圧発電機車、可搬型窒素供給装置、大型送水ポンプ車および大量送水車ならびにガスタービン発電機 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク；高圧発電機車、可搬型窒素供給装置、大型送水ポンプ車および大量送水車 タンクローリ；高圧発電機車、可搬型窒素供給装置、大型送水ポンプ車および大量送水車</p> <p>※10：燃料補給を要する重大事故等対処設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
表66-1-3 計装設備	表66-1-3 計装設備	表65-1-3 計装設備	TS-25 65-1-3-
66-1-3-1 主要パラメータおよび代替パラメータ	66-1-3-1 主要パラメータ及び代替パラメータ	65-1-3-1 主要パラメータおよび代替パラメータ	1 主要パラメータおよび代替パラメータ
(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限	TS-26 重大事故等対応設備に関わるサーベ
項目	項目	項目	イランスの実施方法および確認について
主要パラメータ	主要パラメータ	主要パラメータ	1チャンネル以上が監視可能であること
代替パラメータ	代替パラメータ	代替パラメータ	※1※3 ※1※2※3
※1：プラント起動に伴う計器校正、原子炉水圧検査および格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合ならびに計器イベント等の計器隔離時は、運転上の制限を満足していないとはみさない。 ※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、推定方法が複数あることを示す。 なお、推定方法が複数ある場合は、いずれかの方法で推定できれば運転上の制限を満足していないとはみさない。 ※3：主要パラメータおよび代替パラメータに記載する[]は、有効監視パラメータまたは重要監視パラメータの常用計器（耐震性または耐環境性等はないが、監視可能であれば原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。運転上の制限は適用しないが、要求される措置で代替パラメータとして確認することができ。	※1：プラント起動に伴う計器校正、原子炉水圧検査及び原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合並びに計器イベント等の計器校正時は、運転上の制限を満足していないとはみさない。 ※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、推定方法が複数あることを示す。 なお、推定方法が複数ある場合は、いずれかの方法で推定できれば運転上の制限を満足していないとはみさない。 ※3：主要パラメータ及び代替パラメータに記載する[]は、有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの常用計器（耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。運転上の制限は適用しないが、要求される措置で代替パラメータとして確認することができ。	※1：プラント起動に伴う計器校正、原子炉水圧検査および格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合ならびに計器イベント等の計器校正時は、運転上の制限を満足していないとはみさない。 ※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、推定方法が複数あることを示す。 なお、推定方法が複数ある場合は、いずれかの方法で推定できれば運転上の制限を満足していないとはみさない。 ※3：主要パラメータおよび代替パラメータに記載する[]は、有効監視パラメータまたは重要監視パラメータの常用計器（耐震性または耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。運転上の制限は適用しないが、要求される措置で代替パラメータとして確認することができ。	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
1. 原子炉圧力容器内の温度									
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		主要パラメータ	代替パラメータ		主要パラメータ	代替パラメータ	
	要素	要素	要素	要素	要素	要素	要素	要素	推定方法
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※4	原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。	原子炉圧力容器温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器温度
	原子炉圧力	原子炉圧力（S） A）	原子炉圧力（S） A）	原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（S） A）	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※4	原子炉圧力	原子炉圧力（広帯域）	原子炉圧力（広帯域）	原子炉圧力（広帯域）	原子炉圧力（広帯域）	原子炉圧力（広帯域）	原子炉圧力（広帯域）	原子炉圧力（広帯域）	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。
	原子炉圧力	原子炉圧力（S） A 燃料域）	原子炉圧力（S） A 燃料域）	原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（S） A）	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※4	原子炉圧力	原子炉圧力（広帯域）	原子炉圧力（広帯域）	原子炉圧力（広帯域）	原子炉圧力（広帯域）	原子炉圧力（広帯域）	原子炉圧力（広帯域）	原子炉圧力（広帯域）	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。
	原子炉圧力	原子炉圧力（S） A 燃料域）	原子炉圧力（S） A 燃料域）	原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（S） A）	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※4	原子炉圧力	原子炉圧力（広帯域）	原子炉圧力（広帯域）	原子炉圧力（広帯域）	原子炉圧力（広帯域）	原子炉圧力（広帯域）	原子炉圧力（広帯域）	原子炉圧力（広帯域）	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。
	原子炉圧力	原子炉圧力（S） A 燃料域）	原子炉圧力（S） A 燃料域）	原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（S） A）	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。
※4：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールの水位が閉の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールの水位が閉の場合									
※4：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールの水位が閉の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールの水位が閉の場合									
※4：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールの水位が閉の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールの水位が閉の場合									

【女川との相違】

- ・女川は、島根および柏崎の「原子炉水位（SA）」に対して、計測範囲の異なる2つパラメータ「原子炉水位（SA広帯域）」および「原子炉水位（SA燃料域）」を設定している。以下、同じ差異理由は記載を省略。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記録整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考	
2. 原子炉圧力容器内の圧力			2. 原子炉圧力容器内の圧力			2. 原子炉圧力容器内の圧力				
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素 推定方法	適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素 推定方法	適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素 推定方法		
運転 起動 高温停止 冷温停止	原子炉圧力	①主要パラメータ の他チヤンネル の他チヤンネルにより推定する。	原子炉圧力	①主要パラメータ の他チヤンネル の他チヤンネルにより推定する。	原子炉圧力の1チヤンネルが故障した場合、他チヤンネルにより推定する。	原子炉圧力	①主要パラメータ の他チヤンネル の他チヤンネルにより推定する。	原子炉圧力の1チヤンネルが故障した場合、他チヤンネルにより推定する。	【女川との相違】 ・女川は、主要パラメータの検出器を複数設置しており他チヤンネルを代替パラメータとして記載	
		②原子炉圧力（SA） A）		②原子炉圧力（SA） により推定する。			②原子炉圧力（SA） A）			②原子炉圧力（SA） により推定する。
		③原子炉水位（広帯域） ③原子炉水位（燃料域） ③原子炉水位（SA） A）		③原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力を推定する。			③原子炉水位（広帯域） ③原子炉水位（燃料域） ③原子炉水位（SA） A）			③原子炉水位／圧力の関係を利用して原子炉圧力を推定する。
運転 起動 高温停止 冷温停止	原子炉圧力（SA）	①主要パラメータ の他チヤンネルにより推定する。	原子炉圧力（SA）	①主要パラメータ の他チヤンネルにより推定する。	原子炉圧力の1チヤンネルが故障した場合、他チヤンネルにより推定する。	原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力	原子炉圧力により推定する。		
		②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（SA） A）		②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（SA） A）			②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（SA） A）			②原子炉水位／圧力の関係を利用して原子炉圧力を推定する。
		③原子炉水位（SA） A）		③原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力を推定する。			③原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力を推定する。			③原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力を推定する。
運転 起動 高温停止 冷温停止	原子炉圧力（SA）	①主要パラメータ の他チヤンネルにより推定する。	原子炉圧力（SA）	①主要パラメータ の他チヤンネルにより推定する。	原子炉圧力の1チヤンネルが故障した場合、他チヤンネルにより推定する。	原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力	原子炉圧力により推定する。		
		②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（SA） A）		②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（SA） A）			②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（SA） A）			②原子炉水位／圧力の関係を利用して原子炉圧力を推定する。
		③原子炉水位（SA） A）		③原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力を推定する。			③原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力を推定する。			③原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力を推定する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
3. 原子炉圧力容器内の水位		3. 原子炉圧力容器内の水位		3. 原子炉圧力容器内の水位		
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	
代替パラメータ		代替パラメータ		代替パラメータ		
要素	推定方法	要素	推定方法	要素	推定方法	
① 主要パラメータ の他チャネル	原子炉水位（広帯域）の1チャネルが故障した場合は、他チャネルにより推定する。	① 主要パラメータ の他チャネル	原子炉水位（広帯域）の1チャネルが故障した場合は、他チャネルにより推定する。	① 主要パラメータ の他チャネル	原子炉水位（広帯域）の1チャネルが故障した場合は、他チャネルにより推定する。	
② 原子炉水位（S A 広帯域）	原子炉水位（S A 広帯域）により推定する。	② 原子炉水位（SA）	原子炉水位（SA）により推定する。	② 原子炉水位（S A）	原子炉水位（S A）により推定する。	
③ 高圧代替注水系ポンプ出口流量	機器動作状態にある注水量と崩壊熱除去に必要な注水量により推定する。	③ 高圧代替注水系系統流量	機器動作状態にある流量より、崩壊熱による原子炉水位変化量を考慮し、原子炉圧力容器内の水位を推定する。	③ 高圧原子炉代替注水流量	機器動作状態にある流量より、崩壊熱による原子炉水位変化量を考慮し、原子炉圧力容器内の水位を推定する。	【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉代替注水系（常設）、低圧原子炉代替注水系（可搬型）および残留熱代替除去系に各々流量計を設置
③ 残留熱除去系（残留熱除去系ヘッドスプレイレイン洗浄流量）		③ 復水補給水系流量（RHR A 系代替注水量）		③ 低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用）		【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉代替注水系（可搬型）による低流量注水の流量計を設置
③ 残留熱除去系（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）		③ 復水補給水系流量（RHR B 系代替注水量）				【女川との相違】 ・女川は、直流駆動低圧注水系を設置
③ 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量		③ 原子炉隔離時冷却系系統流量		③ 原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量		
③ 代替循環冷却ポンプ出口流量						
③ 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量						

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>③高圧炉心スプレ イ系ポンプ出口 流量</p> <p>③残留熱除去系ポ ンプ出口流量</p> <p>③低圧炉心スプレ イ系ポンプ出口 流量</p>	<p>③高圧炉心注水系 系統流量</p> <p>③残留熱除去系系 統流量</p>	<p>③高圧炉心スプレ イポンプ出口流 量</p> <p>③残留熱除去ポン プ出口流量</p> <p>③低圧炉心スプレ イポンプ出口流 量</p> <p>③残留熱代替除去 系原子炉注水流 量</p>	<p>・記載箇所の相違（女 川の代替循環冷却ポ ンプ出口流量に相 当）</p>
<p>④原子炉圧力</p> <p>④原子炉圧力（S A）</p> <p>④圧力抑制室圧力</p>	<p>④原子炉圧力</p> <p>④原子炉圧力（SA）</p> <p>④格納容器内圧力 （S/C）</p>	<p>④原子炉圧力</p> <p>④原子炉圧力（S A）</p> <p>④サブレッション チェンバ圧力 （SA）</p>	
<p>①主要パラメータ の他チャンネル</p> <p>②原子炉水位（S A 燃料域）</p>	<p>①主要パラメータ の他チャンネル</p> <p>②原子炉水位（SA）</p>	<p>①主要パラメータ の他チャンネル</p> <p>②原子炉水位（S A）</p>	<p>【島根固有】</p> <p>・島根は、低圧原子炉 代替注水系（常設）、 低圧原子炉代替注水 系（可搬型）および 残留熱代替除去系に 各々流量計を設置す る。</p>
<p>③高圧代替注水系 ポンプ出口流量</p> <p>③残留熱除去系洗 浄ライン流量 （残留熱除去系 ヘッドスブレイ ライン洗浄流 量）</p> <p>③残留熱除去系洗 浄ライン流量 （残留熱除去系 B系格納容器冷</p>	<p>原子炉水位 （燃料域）</p> <p>③高圧代替注水系 系統流量</p> <p>③復水補給水系流 量（RHR A系代替 注水流）</p> <p>③復水補給水系流 量（RHR B系代替 注水流）</p>	<p>原子炉水位 （燃料域）</p> <p>③高圧原子炉代替 注水流</p> <p>③代替注水流 （常設）</p> <p>③低圧原子炉代替 注水流</p>	
<p>原子炉水位 （燃料域）</p>	<p>原子炉水位 （燃料域）</p>	<p>原子炉水位 （燃料域）</p>	<p>機器動作状態にあ る注水流と崩壊 熱除去に必要な注 水流により推定 する。</p> <p>機器動作状態にあ る流量より、崩壊 熱による原子炉水 位変化量を考慮 し、原子炉圧力容 器内の水位を推定 する。</p>
<p>原子炉水位（燃料 域）の1チャンネル が故障した場合は、 他チャンネル により推定する。</p> <p>原子炉水位（SA 燃料域）により推 定する。</p>	<p>原子炉水位（燃料 域）の1チャンネル が故障した場合は、 他チャンネル により推定する。</p> <p>原子炉水位（SA） により推定する。</p>	<p>原子炉水位（燃料 域）の1チャンネル が故障した場合は、 他チャンネル により推定する。</p> <p>原子炉水位（SA） により推定する。</p>	<p>原子炉水位（燃料 域）の1チャンネル が故障した場合は、 他チャンネル により推定する。</p> <p>原子炉水位（SA） により推定する。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>却ライン洗浄流量)</p> <p>③直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量</p> <p>③代替循環冷却ポンプ出口流量</p> <p>③原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量</p> <p>③高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量</p> <p>③残留熱除去系ポンプ出口流量</p> <p>③低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量</p> <p>④原子炉圧力</p> <p>④原子炉圧力（SA）</p> <p>④圧力抑制室圧力</p> <p>①原子炉水位（広帯域）</p>	<p>③原子炉隔離時冷却系系統流量</p> <p>③高圧炉心注水系系統流量</p> <p>③残留熱除去系系統流量</p> <p>④原子炉圧力</p> <p>④原子炉圧力（SA）</p> <p>④格納容器内圧力（S/C）</p> <p>①原子炉水位（広帯域）</p> <p>①原子炉水位（燃料域）</p> <p>原子炉水位（SA）</p>	<p>③低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用）</p> <p>③原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量</p> <p>③高圧炉心スプレイポンプ出口流量</p> <p>③残留熱除去系ポンプ出口流量</p> <p>③低圧炉心スプレイポンプ出口流量</p> <p>③残留熱代替除去系原子炉注水流量</p> <p>④原子炉圧力</p> <p>④原子炉圧力（SA）</p> <p>④サブプレッションチェンバ圧力（SA）</p> <p>①原子炉水位（広帯域）</p> <p>①原子炉水位（燃料域）</p> <p>原子炉水位（SA）</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、低圧原子炉代替注水系（可搬型）による低流量注水用の流量計を設置 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、直流駆動低圧注水系を設置 <p>・記載箇所の相違（女川の代替循環冷却ポンプ出口流量に相当）</p> <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は原子炉水位（SA広帯域）と計測範囲の異なる原子炉水位（燃料域）を代替パラメータとしている。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>② 高圧代替注水系ポンプ出口流量</p> <p>② 残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）</p> <p>② 残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）</p> <p>② 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量</p> <p>② 代替循環冷却ポンプ出口流量</p> <p>② 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量</p> <p>② 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量</p> <p>② 残留熱除去系ポンプ出口流量</p> <p>② 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量</p>	<p>② 高圧代替注水系系統流量</p> <p>② 復水補給水系流量（RHR A系代替注水量）</p> <p>② 復水補給水系流量（RHR B系代替注水量）</p>	<p>② 高圧原子炉代替注水量</p> <p>② 代替注水量（常設）</p> <p>② 低圧原子炉代替注水量</p> <p>② 低圧原子炉代替注水量（狹帯域用）</p> <p>② 原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量</p> <p>② 高圧炉心スプレイポンプ出口流量</p> <p>② 残留熱除去系ポンプ出口流量</p> <p>② 低圧炉心スプレイポンプ出口流量</p> <p>② 残留熱代替除去系原子炉注水量</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、低圧原子炉代替注水系（常設）、低圧原子炉代替注水系（可搬型）および残留熱代替除去系に各々流量計を設置 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、低圧原子炉代替注水系（可搬型）による低流量注水の流量計を設置 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、直流駆動低圧注水系を設置 <p>・記載箇所の相違（女川の代替循環冷却ポンプ出口流量に相当）</p>
<p>機器動作状態にある注水量と崩壊熱除去に必要な注水量により推定する。</p>	<p>機器動作状態にある流量より、崩壊熱による原子炉水位変化量を考慮し、原子炉圧力容器内の水位を推定する。</p>	<p>機器動作状態にある流量より、崩壊熱による原子炉水位変化量を考慮し、原子炉圧力容器内の水位を推定する。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文章節の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
③原子炉圧力	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）と圧力抑制室圧力の差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。	③原子炉圧力	差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。	③原子炉圧力	差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。	【女川との相違】 ・女川は原子炉水位（SA広帯域）とは計測範囲の異なる原子炉水位（SA燃料域）を設置
③原子炉圧力（SA）	原子炉水位（燃料域）により推定する。	③原子炉圧力（SA）	差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。	③原子炉圧力（SA）	差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。	
③圧力抑制室圧力	原子炉水位（燃料域）	③格納容器内圧力（S/C）	差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。	③サブレッションチエンバ圧力（SA）	差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。	
①原子炉水位（燃料域）	原子炉水位（燃料域）により推定する。					
②高圧代替注水系ポンプ出口流量	原子炉水位（SA燃料域）					
②残留熱除去系洗浄ライン流量	原子炉水位（SA燃料域）					
（残留熱除去系ヘッドスブレイライン洗浄流量）	原子炉水位（SA燃料域）					
②残留熱除去系洗浄ライン流量	原子炉水位（SA燃料域）					
（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）	原子炉水位（SA燃料域）					
②直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量	原子炉水位（SA燃料域）					
②代替循環冷却ポンプ出口流量	原子炉水位（SA燃料域）					
②原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量	原子炉水位（SA燃料域）					
②高圧炉心スプレィ系ポンプ出口流量	原子炉水位（SA燃料域）					
②残留熱除去系ポンプ出口流量	原子炉水位（SA燃料域）					
②低圧炉心スプレィ系ポンプ出口流量	原子炉水位（SA燃料域）					

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
	流量					
③原子炉圧力	③原子炉圧力（S A）	原子炉圧力、原子炉圧力（S A）と圧力抑制室圧力の差圧から原子炉圧力抑制室圧力を推定する。				
③原子炉圧力（S A）						
③圧力抑制室圧力						
※5：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合		※5：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合		※5：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつブールゲートが閉の場合		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考	
4. 原子炉圧力容器への注水量			4. 原子炉圧力容器への注水量			4. 原子炉圧力容器への注水量				
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		
	要素	要素		要素	要素		要素	要素		
運転 起 ※6 高温停止 ※6	高圧代替注 水系ポンプ 出口流量	①復水貯蔵タンク 水位	高圧代替注 水系系統流 量	①復水貯蔵槽水位 (SA)	水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	運転 起 ※6 高温停止 ※6	高圧原子炉 代替注水流 量	①サプレッション プール水位 (S A)	水源であるサプレッションプール水位の変化により注水量を推定する。	【島根固有】 ・島根は、サプレッションプールを水源としており、水源の補給はない。
		②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (S A 広帯域) ②原子炉水位 (S A 燃料域)		②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA)	注水先の原子炉水位の水位変化により高圧代替注水系系統流量を推定する。			注水先の原子炉水位の水位変化により高圧原子炉代替注水流量を推定する。		
運転 起 ※6 高温停止 ※6	原子炉隔離 時冷却系ポンプ出口流 量	①復水貯蔵タンク 水位	原子炉隔離 時冷却系系 統流量	①復水貯蔵槽水位 (SA)	水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	運転 起 ※6 高温停止 ※6	原子炉隔離 時冷却ポン プ出口流量	①サプレッション プール水位 (S A)	水源であるサプレッションプール水位の変化により注水量を推定する。	【島根固有】 ・島根は、サプレッションプールを水源としており、水源の補給はない。
		②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (S A 広帯域) ②原子炉水位 (S A 燃料域)		②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA)	注水先の原子炉水位の水位変化により高圧代替注水系系統流量を推定する。			注水先の原子炉水位の水位変化により原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量を推定する。		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
<p>①復水貯蔵タンク水位</p> <p>高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量</p>	<p>水源である復水貯蔵タンク水位の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。</p> <p>原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（S A 広帯域） 原子炉水位（S A 燃料域）</p>	<p>①復水貯蔵槽水位 (SA)</p> <p>高圧炉心注水系統流量</p>	<p>水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。</p> <p>原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位 (SA)</p>	<p>①サプレッションプール水位 (S A)</p> <p>高圧炉心スプレイポンプ出口流量</p>	<p>水源であるサプレッションプール水位の変化により注水量を推定する。</p> <p>注水先の原子炉水位の水位変化により高圧炉心スプレイポンプ出口流量を推定する。</p>	<p>【島根固有】</p> <p>・島根は、サプレッションプールを水源としており、水源の補給はない。</p>
<p>※6：高圧代替注水系統流量および原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量については、原子炉圧力が1.04MPa [gauge] 以上の場合に適用する。</p>						
<p>※6：高圧代替注水系統流量及び原子炉隔離時冷却系系統流量については、原子炉圧力が1.03MPa [gauge] 以上の場合に適用する。</p>						
<p>・記載箇所の相違（島根は、分割した表の注記は最後にまとめて記載）</p>						

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考			
適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	推定方法	
		要素	推定方法			要素	推定方法					要素
運転 起 高温停止	代替循環冷却ポンプ出口流量	①圧力抑制室水位	水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。	①復水貯蔵タンク水位	①復水貯蔵タンク水位	①復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	①復水貯蔵タンク水位	①復水貯蔵タンク水位	①復水貯蔵タンク水位	①復水貯蔵タンク水位	①復水貯蔵タンク水位
		②原子炉水位（広帯域）	原子炉水位の変化量により注水量を推定する。									
		②原子炉水位（S A広帯域）										
		②原子炉水位（S A燃料域）										

【女川との相違】
 ・女川は、直流駆動低圧注水系を設置

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
運転 起 高温停止 低温停止 燃料交換 ※7	残留熱除去 系洗浄ライ ン流量（残 留熱除去系 ヘッドスプ レイライン 洗浄流量）	①復水貯蔵タンク 水位 ②原子炉水位（広 帯域） ②原子炉水位（燃 料域） ②原子炉水位（S A広帯域） ②原子炉水位（S A燃料域）	水源である復水貯 蔵タンク水位の変 化量により注水量 を推定する。なお、 復水貯蔵タンクの 補給状況も考慮し た上で注水量を推 定する。 原子炉水位の変化 量により注水量を 推定する。	①復水貯蔵槽水位 (SA) ②原子炉水位（広 帯域） ②原子炉水位（燃 料域） ②原子炉水位（SA）	水源である復水貯 蔵槽水位（SA）の 変化により注水量 を推定する。なお、 復水貯蔵槽の補給 状況も考慮した上 で注水量を推定す る。	【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉 代替注水系（常設）、 低圧原子炉代替注水 系（可搬型）および 残留熱代替除去系に 各々流量計を設置す る。 【島根固有】 ・低圧原子炉代替注水 流量は、可搬型設備 を使用した注水流量 であることから水源 の水位を代替パラメ ータとしていない。 【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉 代替注水系（常設）、 低圧原子炉代替注水 系（可搬型）および 残留熱代替除去系に 各々流量計を設置す る。 【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉 代替注水系（可搬型） における崩壊熱相当 の低流量を低圧原子 炉代替注水流量（狭
	残留熱除去 系洗浄ライ ン流量（残 留熱除去系 B系格納容 器冷却ライ ン洗浄流 量）	②原子炉水位（広 帯域） ②原子炉水位（燃 料域） ②原子炉水位（S A広帯域） ②原子炉水位（S A燃料域）	水源である復水貯 蔵タンク水位の変 化量により注水量 を推定する。なお、 復水貯蔵タンクの 補給状況も考慮し た上で注水量を推 定する。 原子炉水位の変化 量により注水量を 推定する。	①復水貯蔵槽水位 (SA) ②原子炉水位（広 帯域） ②原子炉水位（燃 料域） ②原子炉水位（SA）	水源である低圧原 子炉代替注水槽水 位の水量変化によ り注水量を推定す る。なお、低圧原 子炉代替注水槽の 補給状況も考慮し た上で注水量を推 定する。 注水先の原子炉水 位の水位変化によ り代替注水流量 （常設）を推定す る。	
運転 起 高温停止 低温停止 燃料交換 ※7	転 動 高温停止 低温停止 燃料交換※ 7	①復水貯蔵槽水位 (SA) ②原子炉水位（広 帯域） ②原子炉水位（燃 料域） ②原子炉水位（SA）	水源である復水貯 蔵槽水位（SA）の 変化により注水量 を推定する。なお、 復水貯蔵槽の補給 状況も考慮した上 で注水量を推定す る。	①原子炉水位（広 帯域） ①原子炉水位（燃 料域） ①原子炉水位（S A）	①原子炉水位（広 帯域） ①原子炉水位（燃 料域） ①原子炉水位（S A）	【島根固有】 ・低圧原子炉代替注水 流量は、可搬型設備 を使用した注水流量 であることから水源 の水位を代替パラメ ータとしていない。 【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉 代替注水系（常設）、 低圧原子炉代替注水 系（可搬型）および 残留熱代替除去系に 各々流量計を設置す る。 【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉 代替注水系（可搬型） における崩壊熱相当 の低流量を低圧原子 炉代替注水流量（狭
転 動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※7	運 転 起 高温停止 低温停止 燃料交換※ 7	①復水貯蔵槽水位 (SA) ②原子炉水位（広 帯域） ②原子炉水位（燃 料域） ②原子炉水位（SA）	水源である復水貯 蔵槽水位（SA）の 変化により注水量 を推定する。なお、 復水貯蔵槽の補給 状況も考慮した上 で注水量を推定す る。	①原子炉水位（広 帯域） ①原子炉水位（燃 料域） ①原子炉水位（S A）	①原子炉水位（広 帯域） ①原子炉水位（燃 料域） ①原子炉水位（S A）	【島根固有】 ・低圧原子炉代替注水 流量は、可搬型設備 を使用した注水流量 であることから水源 の水位を代替パラメ ータとしていない。 【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉 代替注水系（常設）、 低圧原子炉代替注水 系（可搬型）および 残留熱代替除去系に 各々流量計を設置す る。 【島根固有】 ・島根は、低圧原子炉 代替注水系（可搬型） における崩壊熱相当 の低流量を低圧原子 炉代替注水流量（狭

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
①圧力抑制室水位	水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。	①サブプレッショ ン・チェンバ プール水位	水源であるサブプレ ッション・チェン バ・プール水位の 変化により注水量 を推定する。	①サブプレッショ ン・チェンバ プール水位（S A）	水源であるサブプレ ッションプール水 位の変化により注 水量を推定する。	帯域用)で計測する。
②原子炉炉水位（広 帯域） ②原子炉炉水位（燃 料域） ②原子炉炉水位（S A広帯域） ②原子炉炉水位（S A燃料域）	原子炉炉水位の変化 量により注水量を 推定する。	②原子炉炉水位（広 帯域） ②原子炉炉水位（燃 料域） ②原子炉炉水位（SA）	注水先の原子炉水 位の水位変化によ り残留熱除去系系 統流量を推定す る。	②原子炉炉水位（広 帯域） ②原子炉炉水位（燃 料域） ②原子炉炉水位（S A）	注水先の原子炉水 位の水位変化によ り残留熱除去ポン プ出口流量を推定 する。	
残留熱除去 系ポンプ出 口流量		残留熱除去 系系統流量			残留熱除去 ポンプ出口 流量	
①圧力抑制室水位	水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。	①サブプレッショ ン・チェンバ プール水位	水源であるサブプレ ッション・チェン バ・プール水位の 変化により注水量 を推定する。	①サブプレッショ ン・チェンバ プール水位（S A）	水源であるサブプレ ッションプール水 位の変化により注 水量を推定する。	・記載箇所の相違（島 根は、分割した表の 注記は最後にまとめ て記載）
②原子炉炉水位（広 帯域） ②原子炉炉水位（燃 料域） ②原子炉炉水位（S A広帯域） ②原子炉炉水位（S A燃料域）	原子炉炉水位の変化 量により注水量を 推定する。	②原子炉炉水位（広 帯域） ②原子炉炉水位（燃 料域） ②原子炉炉水位（SA）	注水先の原子炉水 位の水位変化によ り残留熱除去系系 統流量を推定す る。	②原子炉炉水位（広 帯域） ②原子炉炉水位（燃 料域） ②原子炉炉水位（S A）	注水先の原子炉水 位の水位変化によ り低圧炉心スプレ イポンプ出口流量 を推定する。	
低圧炉心ス プレイ系ポ ンプ出口流 量					低圧炉心ス プレイポン プ出口流量	
※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合		※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	島根原子力発電所 2号炉				備考													
	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	適用される原子炉の状態	<table border="1"> <tr> <th>主要パラメータ</th> <th>要素</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">運転 起動 高温停止</td> <td>残留熱代替除去系原子炉注水流量</td> </tr> </table>	主要パラメータ	要素	運転 起動 高温停止	残留熱代替除去系原子炉注水流量	<table border="1"> <tr> <th>代替パラメータ</th> <th>要素</th> <th>推定方法</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">①サブプレッションプール水位（S A）</td> <td>①サブプレッションプール水位（S A）</td> <td>水源であるサブプレッションプール水位の変化により注水量を推定する。</td> </tr> <tr> <td>②原子炉水位（広帯域）</td> <td>②原子炉水位（広帯域）</td> <td>注水先の原子炉水位の水位変化により残留熱代替除去系原子炉注水流量を推定する。</td> </tr> </table>	代替パラメータ	要素	推定方法	①サブプレッションプール水位（S A）	①サブプレッションプール水位（S A）	水源であるサブプレッションプール水位の変化により注水量を推定する。	②原子炉水位（広帯域）	②原子炉水位（広帯域）	注水先の原子炉水位の水位変化により残留熱代替除去系原子炉注水流量を推定する。	<ul style="list-style-type: none"> 記載箇所の相違（女川の代替循環冷却ポンプ出口流量に相当）
主要パラメータ	要素																	
運転 起動 高温停止	残留熱代替除去系原子炉注水流量																	
	代替パラメータ	要素	推定方法															
①サブプレッションプール水位（S A）	①サブプレッションプール水位（S A）	水源であるサブプレッションプール水位の変化により注水量を推定する。																
	②原子炉水位（広帯域）	②原子炉水位（広帯域）	注水先の原子炉水位の水位変化により残留熱代替除去系原子炉注水流量を推定する。															
				<p>※6：高圧原子炉代替注水流量および原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量については、原子炉圧力が0.74MPa[gage]以上の場合に適用する。</p> <p>※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>（1）原子炉水位がオーバーロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載箇所の相違（柏崎、女川の注記は上段に記載） 													

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
5. 格納容器への注水量			5. 原子炉格納容器への注水量			5. 格納容器への注水量			
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	
	要素	要素		要素	要素		要素	要素	
運転・起動・高温停止	残熱除去系洗浄ライン流量（残熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）	①復水貯蔵タンク水位 ②原子炉格納容器下部水位 ②ドライウエル水位	運転・起動・高温停止	復水補給水流量（RHR系代替注水流量）	①復水貯蔵タンク水位（SA） ②格納容器内圧力（D/W） ②格納容器内圧力（S/C） ②格納容器下部水位	運転・起動・高温停止	代替注水量（常設）	①低圧原子炉代替注水槽水位 ②ドライウエル圧力（SA） ②サブレッションチェンバ圧力（SA） ②ドライウエル水位 ②サブレッションプール水位（SA）およびペDESTアル水位	【島根固有】 ・島根は、格納容器代替スプレイ系（常設）、格納容器代替スプレイ系（可搬型）および残熱代替除去系に各々流量計を設置 【島根固有】 ・島根は、ドライウエルからサブレッションプールへの水の流入を考慮してサブレッションプール水位を記載 【女川との相違】 ・女川は、代替パラメータにより注水機能が確保されていることを推定する。
	ドライウエル温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力が低下傾向にあることにより注水機能が確保されていることを推定する。	③ドライウエル温度 ③ドライウエル圧力 ③圧力抑制室圧力		ドライウエル温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力が低下傾向にあることにより注水機能が確保されていることを推定する。	注水先である復水貯蔵タンク水位（SA）の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。		注水先である低圧原子炉代替注水槽水位の水量変化により注水量を推定する。なお、低圧原子炉代替注水槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	注水先のドライウエル圧力（SA）またはサブレッションチェンバ圧力（SA）より代替注水量（常設）を推定する。 注水先のドライウエル水位、サブレッションプール水位（SA）およびペDESTアル水位の変化により代替注水量（常設）を推定する。	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）	①復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。				【女川との相違】 ・女川は、格納容器代替スプレイトとして残留熱除去系B系も使用する。
	②原子炉格納容器下部水位 ②ドライウエル水位	原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位の変化量により注水量を推定する。				
	③ドライウエル温度 ③ドライウエル圧力 ③圧力抑制室圧力	ドライウエル温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力が低下傾向にあることにより注水機能が確保されていることを推定する。				【島根固有】 ・島根は、注水先の圧力による推定のためドライウエル圧力（SA）およびサブレーションチェンバ（SA）より格納容器代替スプレイト流量を推定する。 注水先のドライウエル水位、サブレーションプール水位（SA）およびペDESTアル水位の変化により格納容器代替スプレイト流量を推定する。
原子炉格納容器代替スプレイト流量	①原子炉格納容器下部水位 ①ドライウエル水位	原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位の変化量により注水量を推定する。				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
	②ドライウエル温度 ②ドライウエル圧力 ②圧力抑制室圧力	ドライウエル温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力が低下傾向にあることにより注水機能が確保されていることを推定する。				【女川との相違】 ・女川は、代替パラメータにより注水機能が確保されていることを推定する。
	①原子炉格納容器下部水位 ①ドライウエル水位	原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位の変化量により注水量を推定する。				
代替循環冷却ポンプ出口流量	②ドライウエル温度 ②ドライウエル圧力 ②圧力抑制室圧力	ドライウエル温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力が低下傾向にあることにより注水機能が確保されていることを推定する。				【島根固有】 ・島根では、ペDESTアル代替注水流量は、可搬型設備を使用した注水流量であり水源の水位を代替パラメータとはしていない。
原子炉格納容器下部注水流量	①復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	①復水貯蔵タンク水位 (SA)	水源である復水貯蔵タンク (SA) の水位により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	ペDESTアル代替注水流量	
	②原子炉格納容器下部水位 ②ドライウエル水位	原子炉格納容器下部水位、ドライウエル水位の変化量により注水量を推定する。	②格納容器内圧力 (D/W) ②格納容器内圧力 (S/C) ②格納容器下部水位	注水先の格納容器下部水位の変化により復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）を推定する。	注水先のペDESTアル水位およびドライウエル水位の変化によりペDESTアル代替注水流量を推定する。 ①ペDESTアル水位 ①ドライウエル水位	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
				ペDESTAL 代替注水流 量（狭領域 用）	①ペDESTAL水位 ①ドライウエル水 位	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、ペDESTAL代替注水系（可搬型）による低流量注水の流量計を設置する。 記載箇所の相違（女川の代替循環冷却ポンプ出口流量に相当） <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は残留熱代替除去系による原子炉圧力容器および格納容器への注水に対して各々流量計を設置しているため、残留熱代替除去系原子炉注水流量を代替パラメータとしている。また、島根はポンプの出口圧力との注水特性から推定するため残留熱代替除去ポンプ出口圧力を代替パラメータとしている。
				残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量	①残留熱代替除去系原子炉注水流 ①残留熱代替除去ポンプ出口圧力	
					注水先のペDESTAL水位およびドライウエル水位の変 化によりペDESTAL代替注水流 量（狭領域用）を推 定する。	
					残留熱代替除去ポンプ出口圧力から 残留熱代替除去ポンプの注水特性を 用いて流量を推定 し、この流量から 残留熱代替除去系 原子炉注水流 量を差し引いて、残留 熱代替除去系格納 容器スプレイ流量 を推定する。	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
6. 格納容器内の温度									
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	推定方法	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	推定方法
	要素	要素	要素	要素	推定方法		要素	要素	推定方法
運転起動高温停止	ドライウエルの温度	①主要パラメータの他の検出器	ドライウエルの温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。	①主要パラメータの他のチャンネル	ドライウエルの温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	運転起動高温停止	ドライウエルの温度	①主要パラメータの他のチャンネル	ドライウエルの温度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	ドライウエルの温度	②ドライウエルの圧力	飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエルの圧力よりドライウエルの温度を推定する。	②格納容器内圧力(D/W)	飽和温度/圧力の関係を利用して格納容器内圧力(D/W)によりドライウエルの温度を推定する。		ドライウエルの温度	②ペDESTタル温度(S/A)	ペDESTタル温度(S/A)により推定する。
運転起動高温停止		③圧力抑制室圧力	飽和温度/圧力の関係を利用して圧力抑制室圧力によりドライウエルの温度を推定する。	③格納容器内圧力(S/C)	飽和温度/圧力の関係を利用して格納容器内圧力(S/C)によりドライウエルの温度を推定する。	運転起動高温停止		④サブプレッションチェンバ圧力(S/A)	④サブプレッションチェンバ圧力(S/A)によりドライウエルの温度(S/A)を推定する。
								①主要パラメータの他のチャンネル	①主要パラメータの他のチャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
							ペDESTタル温度(S/A)	②ドライウエルの温度(S/A)	②ドライウエルの温度(S/A)により推定する。

【島根固有】
 ・島根は、ドライウエルの内の雰囲気温度のパラメータ名称を、ドライウエルの温度(S/A)とペDESTタル温度(S/A)に分けており、相互に代替パラメータとして

【島根固有】
 ・島根は、ドライウエルの内の雰囲気温度のパラメータ名称を、ドライウエルの温度

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考	
7. 格納容器内の圧力				7. 原子炉格納容器内の圧力				7. 格納容器内の圧力					
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ			
		要素	推定方法			要素	推定方法			要素	推定方法		
運転 起 高温停止	ドライウエル圧力	①圧力抑制室圧力	圧力抑制室圧力により推定する。	運転 起 高温停止	格納容器内圧力 (D/W)	①格納容器内圧力 (S/C)	格納容器内圧力 (S/C) により推定する。	運転 起 高温停止	ドライウエル圧力 (S/A)	①主要パラメータ	ドライウエル圧力 (S/A) の1チャネルが故障した場合、他チャネルにより推定する。	【島根固有】 ・島根は、主要パラメータの検出器を複数設置しており主要パラメータの他チャネルを代替パラメータとして使用する。 女川および柏崎は、代替パラメータとして常用計器を使用する。(下段に記載)	
		②ドライウエル温度	飽和温度/圧力の関係を利用してドライウエル温度によりドライウエル圧力を推定する。			②サブプレッション	サブプレッションチャエンバ圧力 (S/A) により推定する。			②ドライウエル温度 (S/A)	ドライウエル温度 (S/A)、ペDEST (S/A) によりドライウエル圧力 (S/A) を推定する。		【島根固有】 ・島根は、ドライウエル内の雰囲気温度のパラメータ名称をドライウエル温度 (S/A) とペDEST温度 (S/A) に分けている。
		③ [ドライウエル圧力]	監視可能であればドライウエル圧力 (常用計器) により、ドライウエル圧力を推定する。			③ [格納容器内圧力 (D/W)]	監視可能であれば格納容器内圧力 (D/W) (常用計器) により、圧力を推定する。			③主要パラメータの他チャネル	サブプレッションチャエンバ圧力 (S/A) の1チャネルが故障した場合は、他チャネルにより推定する。		
運転 起 高温停止	圧力抑制室圧力	①ドライウエル圧力	ドライウエル圧力により推定する。	運転 起 高温停止	格納容器内圧力 (S/C)	①格納容器内圧力 (D/W)	格納容器内圧力 (D/W) により推定する。	運転 起 高温停止	サブプレッションチャエンバ圧力 (S/A)	①主要パラメータ	サブプレッションチャエンバ圧力 (S/A) の1チャネルが故障した場合は、他チャネルにより推定する。	【島根固有】 ・島根は、主要パラメータの検出器を複数設置しており主要パラメータの他チャネルを代替パラメータとして使用する。 女川および柏崎は、代替パラメータとして常用計器を使用する。(下段に記載)	
		②ドライウエル圧力	ドライウエル圧力により推定する。			②格納容器内圧力 (D/W)	格納容器内圧力 (D/W) により推定する。			②ドライウエル圧力 (S/A)	ドライウエル圧力 (S/A) により推定する。		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記号整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
②圧力抑制室内空 気温度	飽和温度／圧力の 関係を利用して圧 力抑制室内空気を温 度により圧力抑制 室圧力を推定す る。	②サプレッション ン・チエンバ気 体温度	飽和温度／圧力の 関係を利用してサ プレッション・チ エンバ気体温度に より格納容器内圧 力（S/C）を推定す る。	③サプレッション チエンバ温度（S A）	飽和温度／圧力の 関係を利用してサ プレッションチエ ンバ温度（SA） によりサプレッシ ョンチエンバ圧力 （SA）を推定す る。	
③〔圧力抑制室圧 力〕	監視可能であれば 圧力抑制室圧力 （常用計器）によ り、圧力抑制室圧 力を推定する。	③〔格納容器内圧 力（S/C）〕	監視可能であれば 格納容器内圧力 （S/C）（常用計器） により、圧力を推 定する。			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載差現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
8. 格納容器内の水位			8. 原子炉格納容器内の水位			8. 格納容器内の水位			<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、ドライウェルからサブレッシュヨンプールへ水が流入することを踏まえて代替パラメータを選定。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、外部水源を使用したドライウェルへ注水する各系統に各々流量計を設置し、動作状況にある流量によりドライウェル水位を推定する。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎は、炉型のドライウエル水位に相当する設備がない。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載箇所の相違（女川はドライウエル水位を下段に記載）
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	
運転 起動 高温停止			運転 起動 高温停止			運転 起動 高温停止	ドライウエル水位	①サブレッシュヨンプール水位（SA） ②代替注水流量（常設） ②低圧原子炉代替注水流量（狭帯域用） ②格納容器代替スプレイ流量 ②ペデスタル代替注水流量 ②ペデスタル代替注水流量（狭帯域用） ③低圧原子炉代替注水水位	格納容器下部注水の停止判断に用いるドライウエル水位計の監視が不可能となった場合は、サブレッシュヨンプール水位（SA）により推定する。 機器動作状態にある流量により、ドライウエル水位を推定する。
運転 起動 高温停止			運転 起動 高温停止			運転 起動 高温停止			水源である低圧原子炉代替注水水位の水量変化により、ドライウエル水位を推定する。なお、低圧原子炉代替注水水位の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
						【女川との相違】 ・女川は、主要パラメータの検出器を複数設置しており他チャンネルを代替パラメータとして記載 【島根固有】 ・島根は、格納容器代替スプレイス系（常設）および格納容器代替スプレイス系（可搬型）に各々流量計を設置する。
①主要パラメータ の他チャンネル	圧力抑制室水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。					
②高圧代替注水系ポンプ出口流量	高圧代替注水系ポンプ出口流量、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量）	①復水補給水系流量（RHR B系代替注水量）	復水補給水系流量（RHR B系代替注水量）の注水量により、サブレーション・チェンバ・プール水位を推定する。			
②残留熱除去系洗浄ライン流量	残留熱除去系洗浄ライン流量	①低圧原子炉代替注水量				
②残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量	残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量	①低圧原子炉代替注水量（狭帯域用）				
②直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量	直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量			サブレーション ポンプ 水位(SA)		【柏崎との相違】 ・柏崎は、外部水源による格納容器代替スプレイスの流量のみ代替パラメータとしている。島根および女川は、外部水源による格納容器代替スプレイスに加えて、原子炉圧力容器からサブレーションプールに水が流入することを考慮して代替パラメータを設定している。
②原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量					
②高圧炉心スプレイスポンプ出口流量	高圧炉心スプレイスポンプ出口流量					
②原子炉格納容器代替スプレイス流量	原子炉格納容器代替スプレイス流量					
②原子炉格納容器下部注水量	原子炉格納容器下部注水量					【島根固有】 ・島根は、ペデスタル代替注水系（可搬型）による低流量注水の流量計を設置する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
③復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の変化により、原子炉格納容器下部水位を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	②復水貯蔵槽水位 (SA)	水源である復水貯蔵槽水位の変化により、サブレーション・チェンバ・プール水位を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。		水源である低圧原子炉代替注水槽水位の水量変化により、サブレーション・プール水位 (S/A) を推定する。なお、低圧原子炉代替注水槽水位の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	【柏崎刈羽との相違】 ・ 柏崎は、圧力計2か所の差圧から水位を推定
		③格納容器内圧力 (D/W) ③格納容器内圧力 (S/C)	差圧によりサブレーション・チェンバ・プール水位を推定する。			
		④ [サブレーション・チェンバ・プール水位]	監視可能であればサブレーション・チェンバ・プール水位（常用計器）により、水位を推定する。		③ [サブレーション・プール水位]	
		①主要パラメータの他チャンネル	格納容器下部水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		①主要パラメータの他チャンネルにより推定する。	
②残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量)	原子炉格納容器下部水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	格納容器下部水位	復水補給水系流量 (格納容器下部注水量) の注水量により、格納容器下部水位を推定する。		②代替注水量 (常設)	【島根固有】 ・ 島根は、ペデスタル代替注水系（常設）およびペデスタル代替注水系（可搬型）に各々流量計を設置する。 【島根固有】 ・ 島根は、格納容器代替スプレイ系（可搬型）により注水した
②残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)	残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)				②代替注水量 (常設), 格納容器代替スプレイ流量, ペデスタル代替注水量により、ペデスタル水位を推定する。	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考	
	<p>①原子炉格納容器代替スプレイ流量</p> <p>②代替循環冷却ポンプ出口流量</p> <p>③原子炉格納容器下部注水流量</p>	<p>①原子炉格納容器下部注水流量により原子炉格納容器下部水位を推定する。</p> <p>②原子炉格納容器下部注水流量</p>	<p>②復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）</p> <p>③復水貯蔵槽水位（SA）</p>	<p>②格納容器代替スプレイ流量</p> <p>②ペデスタル代替注水流量</p> <p>③低圧原子炉代替注水水位</p>	<p>②原子炉格納容器下部注水流量により、原子炉格納容器下部水位を推定する。なお、復水貯蔵タンク水位の変化により、原子炉格納容器下部注水流量を推定する。</p> <p>③復水貯蔵タンク水位</p>	<p>②原子炉格納容器下部注水流量により、原子炉格納容器下部注水流量を推定する。</p> <p>③原子炉格納容器下部注水流量により、原子炉格納容器下部注水流量を推定する。</p> <p>④原子炉格納容器下部注水流量により、原子炉格納容器下部注水流量を推定する。</p>	<p>水が格納容器下部に流入することを考慮して代替パラメータを設定</p>
<p>①主要パラメータの他チャンネル</p> <p>②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）</p> <p>③残留熱除去系B洗浄ライン流量（残留熱除去系B洗浄ライン流量）</p> <p>④原子炉格納容器冷却ライン洗浄流量</p>	<p>①主要パラメータの他チャンネル</p> <p>②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）</p> <p>③残留熱除去系B洗浄ライン流量（残留熱除去系B洗浄ライン流量）</p> <p>④原子炉格納容器冷却ライン洗浄流量</p>	<p>②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）、残留熱除去系洗浄ライン流量</p> <p>③残留熱除去系B洗浄ライン流量（残留熱除去系B洗浄ライン流量）、原子炉格納容器冷却ライン洗浄流量</p> <p>④原子炉格納容器冷却ライン洗浄流量</p>	<p>②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）、残留熱除去系洗浄ライン流量</p> <p>③残留熱除去系B洗浄ライン流量（残留熱除去系B洗浄ライン流量）、原子炉格納容器冷却ライン洗浄流量</p> <p>④原子炉格納容器冷却ライン洗浄流量</p>	<p>②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）、残留熱除去系洗浄ライン流量</p> <p>③残留熱除去系B洗浄ライン流量（残留熱除去系B洗浄ライン流量）、原子炉格納容器冷却ライン洗浄流量</p> <p>④原子炉格納容器冷却ライン洗浄流量</p>	<p>②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）、残留熱除去系洗浄ライン流量</p> <p>③残留熱除去系B洗浄ライン流量（残留熱除去系B洗浄ライン流量）、原子炉格納容器冷却ライン洗浄流量</p> <p>④原子炉格納容器冷却ライン洗浄流量</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載箇所の相違（島根はドライウエル水根はドライウエル水位を上段に記載） 	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文章法の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
代替スプレイ流量	子炉格納容器下部注水流量によりドリライエル水位を推定する。							
②代替循環冷却ポンプ出口流量								
②原子炉格納容器下部注水流量								
③復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の變化量により、ドライユエル水位を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。							

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
9. 格納容器内の水素濃度									
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ		主要パラメータ	要素	代替パラメータ		<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、既設の格納容器水素濃度のうちB系を重大事故等対処設備として使用することから、A系は常用計器として後段に記載 【女川との相違】 <ul style="list-style-type: none"> 記載箇所の相違（女川の格納容器内雰囲気水素濃度に相当） <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、既設の格納容器水素濃度のうちB系を重大事故等対処設備として使用することから、A系は常用計器として後段に記載
	要素	要素	要素	推定方法	要素	要素	要素	推定方法	
運転起動高温停止	格納容器内水素濃度（D/W）	①主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内水素濃度（D/W）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		格納容器内水素濃度	①主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		<p>格納容器水素濃度（SA）により推定する。</p> <p>① <u>格納容器水素濃度（SA）</u></p> <p>② <u>「格納容器水素濃度（A系）」</u></p> <p>監視可能であれば <u>格納容器水素濃度（A系）（常用計器）</u>により、<u>水素濃度を推定する。</u></p>
			格納容器内雰囲気水素濃度により推定する。				格納容器内水素濃度により推定する。		
運転起動高温停止	格納容器内水素濃度（D/W）	②格納容器内雰囲気水素濃度	格納容器内水素濃度により推定する。		格納容器内水素濃度（SA）	②格納容器内水素濃度	格納容器内水素濃度により推定する。		<p>格納容器水素濃度（B系）により推定する。</p> <p>① <u>格納容器水素濃度（B系）</u></p> <p>② <u>「格納容器水素濃度（A系）」</u></p> <p>監視可能であれば <u>格納容器水素濃度（A系）（常用計器）</u>により、<u>水素濃度を推定する。</u></p>
			格納容器内水素濃度により推定する。				格納容器内水素濃度により推定する。		
9. 原子炉格納容器内の水素濃度									
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ		主要パラメータ	要素	代替パラメータ		<p>格納容器水素濃度（B系）</p> <p>① <u>格納容器水素濃度（B系）</u></p> <p>② <u>「格納容器水素濃度（A系）」</u></p>
	要素	要素	要素	推定方法	要素	要素	要素	推定方法	
運転起動高温停止	格納容器内水素濃度	①主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		格納容器内水素濃度	①主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		<p>格納容器水素濃度（SA）</p> <p>① <u>格納容器水素濃度（SA）</u></p> <p>② <u>「格納容器水素濃度（A系）」</u></p> <p>監視可能であれば <u>格納容器水素濃度（A系）（常用計器）</u>により、<u>水素濃度を推定する。</u></p>
			格納容器内水素濃度により推定する。				格納容器内水素濃度により推定する。		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
格納容器内 水素濃度 (S/C)	①主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内水素濃 度(S/C)の1 チャンネルが故障 した場合は、他チ ャネルにより推 定する。								【女川との相違】 ・女川は、島根および 柏崎の「格納容器水 素濃度(SA)」に相 当する設備のパラメ ータ名称を2つに分 けて設定
	②格納容器内雰囲気 水素濃度	格納容器内雰囲気 水素濃度により推 定する。								
格納容器内 雰囲気水素 濃度	①主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内雰囲気 水素濃度の1チャ ンネルが故障した 場合は、他チャン ネルにより推定す る。								【女川との相違】 ・女川は、島根および 柏崎の「格納容器水 素濃度(SA)」に相 当する設備のパラメ ータ名称を2つに分 けて設定
	②格納容器内水素 濃度(D/W) ②格納容器内水素 濃度(S/C)	格納容器内水素濃 度(D/W)およ び格納容器内水素 濃度(S/C)に より推定する。								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 線字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
10. 格納容器内の放射線量率									
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	推定方法	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	推定方法
	格納容器内 雰囲気放射線モニタ (D/W)	①主要パラメータ の他チャンネル	格納容器内 雰囲気放射線レベル (D/W)	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器内雰囲気放射線レベル(D/W)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		格納容器内 雰囲気放射線モニタ (D/W)	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器内雰囲気放射線モニタ(ドワイエルの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
運転 起動 高温停止	格納容器内 雰囲気放射線モニタ (D/W)	② [エリア放射線モニタ]	格納容器内雰囲気放射線レベル(S/C)	② [エリア放射線モニタ]	監視可能であれば、エリア放射線モニタ(有効監視パラメータ)の指示値を用いて、原子炉格納容器内の放射線量率を推定する。	運転 起動 高温停止	格納容器内 雰囲気放射線モニタ (ドワイエルの1チャンネル)	② [エリア放射線モニタ]	監視可能であれば、エリア放射線モニタ(有効監視パラメータ)の指示値を用いて、格納容器内の放射線量率を推定する。
	格納容器内 雰囲気放射線モニタ (S/C)	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器内雰囲気放射線レベル(S/C)	①主要パラメータの他チャンネル	監視可能であれば、エリア放射線モニタ(有効監視パラメータ)の指示値を用いて、原子炉格納容器内の放射線量率を推定する。		格納容器内 雰囲気放射線モニタ (サブレンジオンチェンバ)	①主要パラメータの他チャンネル	監視可能であれば、エリア放射線モニタ(有効監視パラメータ)の指示値を用いて、格納容器内の放射線量率を推定する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根要前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）				柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）				島根原子力発電所 2号炉				備考
11. 未臨界の維持または監視												<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、中性子源領域計装および中間領域計装を設置しているが、女川および柏崎は起動領域モニタを採用している。
11. 未臨界の維持または監視			11. 未臨界の維持または監視			11. 未臨界の維持または監視			11. 未臨界の維持または監視			
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	推定方法	適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	推定方法	適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	推定方法	
起動 ※8 高温停止 低温停止 燃料交換 ※9	①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②平均出力領域モニタ ③ [制御棒位置指示系]	①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②平均出力領域モニタ ③ [制御棒操作監視系]	起動領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 平均出力領域モニタにより推定する。 制御棒操作監視系（有効監視パラメータ）により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	起動 ※8 高温停止 低温停止 燃料交換 ※9	①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②中間領域計装 ③平均出力領域計装 ④ [制御棒手動操作・監視系]	①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②中間領域計装 ③平均出力領域計装 ④ [制御棒手動操作・監視系]	起動領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 平均出力領域モニタにより推定する。 制御棒手動操作・監視系（有効監視パラメータ）により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	起動 ※8 高温停止 低温停止 燃料交換 ※9	①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②中間領域計装 ③平均出力領域計装 ④ [制御棒手動操作・監視系]	①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②中間領域計装 ③平均出力領域計装 ④ [制御棒手動操作・監視系]	中性子源領域計装、平均出力領域計装により推定する。 中間領域計装、平均出力領域計装により推定する。 制御棒手動操作・監視系（有効監視パラメータ）により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	【島根固有】 ・島根は、中性子源領域計装および中間領域計装を設置しているが、女川および柏崎は起動領域モニタを採用している。
起動 ※8 高温停止 低温停止 燃料交換 ※9	①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②平均出力領域モニタ ③ [制御棒位置指示系]	①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②平均出力領域モニタ ③ [制御棒操作監視系]	起動領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 平均出力領域モニタにより推定する。 制御棒操作監視系（有効監視パラメータ）により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	起動 ※8 高温停止 低温停止 燃料交換 ※9	①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②中間領域計装 ③平均出力領域計装 ④ [制御棒手動操作・監視系]	①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②中間領域計装 ③平均出力領域計装 ④ [制御棒手動操作・監視系]	起動領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。 平均出力領域モニタにより推定する。 制御棒手動操作・監視系（有効監視パラメータ）により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	起動 ※8 高温停止 低温停止 燃料交換 ※9	①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②中間領域計装 ③平均出力領域計装 ④ [制御棒手動操作・監視系]	①主要パラメータ の他チャンネル 推定する。 ②中間領域計装 ③平均出力領域計装 ④ [制御棒手動操作・監視系]	中性子源領域計装、平均出力領域計装により推定する。 中間領域計装、平均出力領域計装により推定する。 制御棒手動操作・監視系（有効監視パラメータ）により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	【島根固有】 ・島根は、中性子源領域計装および中間領域計装を設置しているが、女川および柏崎は起動領域モニタを採用している。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
運 起 運 起	①主要パラメータ の他チャンネル	平均出力領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①主要パラメータ の他チャンネル	平均出力領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	平均出力領域計装	【島根固有】 ・島根は、中性子源領域計装および中間領域計装を採用しているが、女川および柏崎は起動領域モニタを採用している。
	②起動領域モニタ	起動領域モニタにより推定する。	②起動領域モニタ	起動領域モニタにより推定する。	平均出力領域計装	
	③ [制御棒位置指示系]	制御棒位置指示系（有効監視パラメータ）により全制御棒が全挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	③ [制御棒操作監視系]	制御棒操作監視系（有効監視パラメータ）により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	平均出力領域計装	
運 起	①起動領域モニタ	起動領域モニタにより推定する。	①起動領域モニタ	起動領域モニタにより推定する。	平均出力領域計装	【島根固有】 ・島根は、中性子源領域計装および中間領域計装を採用しているが、女川および柏崎は起動領域モニタを採用している。
	②平均出力領域モニタ	平均出力領域モニタにより推定する。	②平均出力領域モニタ	平均出力領域モニタにより推定する。	平均出力領域計装	
	③ [制御棒位置指示系]	制御棒位置指示系（有効監視パラメータ）により全制御棒が全挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	③ [制御棒操作監視系]	制御棒操作監視系（有効監視パラメータ）により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	平均出力領域計装	

※8：中性子源領域の場合に適用する。
 ※9：起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合は除く。

※8：計数領域の場合に適用する。
 ※9：起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合は除く。

※8：中間領域計装がレンジ2以下である場合。
 ※9：中性子源領域計装周りの燃料が4体未満の場合は除く。
 ※10：1体以上の燃料が装荷されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合または全燃料が取り出されている場合を除く。

【島根固有】
 ・島根は、中性子源領域計装および中間領域計装を採用しており、保安規定27条の期間を記載。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
12. 最終ヒートシンクの確保									
(1) 代替循環冷却系									
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	推定方法	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	推定方法
運転 起動 高温停止	残留熱除去系熱交換器入口温度	① 主要パラメータの他の検出器	① サプレッションの他のチャンネル	① 主要パラメータの他のチャンネル	サプレッション・チェンバ・プールの水温度	① サプレッションの1チャンネルが故障した場合、他のチャンネルにより推定する。	① 主要パラメータの他のチャンネルにより推定する。	サプレッション・チェンバ・プールの水温度 (S/A)	① サプレッションの1チャンネルが故障した場合は、他のチャンネルにより推定する。
		② 圧力抑制室内空気温度	② サプレッション・チェンバ・気体温度	② サプレッション・チェンバ・プールの水温度を推定する。	② サプレッション・チェンバ・プールの水温度 (S/A)				
運転 起動 高温停止	残留熱除去系熱交換器入口温度	① サプレッション・プールの水温度	① サプレッション・チェンバ・プールの水温度	① サプレッション・チェンバ・プールの水温度 (RHR A系代替注水量)	熱交換器ユニットの熱交換量評価からサプレッション・チェンバ・プールの水温度により推定する。	① サプレッション・プールの水温度 (S/A) により推定する。	① サプレッション・プールの水温度 (S/A) により推定する。	熱交換器ユニットの熱交換量評価からサプレッション・プールの水温度 (S/A) により推定する。	① サプレッション・プールの水温度 (S/A) により推定する。
		① 圧力抑制室水位	① 圧力抑制室水位	① 圧力抑制室水位	水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。				
運転 起動 高温停止	代替循環冷却ポンプ出口流量 (原子炉圧力容器への注水)	② 原子炉水位 (広帯域)	② 原子炉水位 (広帯域)	② 原子炉水位 (広帯域)	注水先の原子炉水位の変化量により注水量を推定する。	② 原子炉水位 (広帯域)	② 原子炉水位 (広帯域)	注水先の原子炉水位の水位変化により残留熱代替除去系原子炉注水量を推定する。	② 原子炉水位 (広帯域)
		② 原子炉水位 (燃料域)	② 原子炉水位 (燃料域)	② 原子炉水位 (燃料域)	注水先の原子炉水位の水位変化により残留熱代替除去系原子炉注水量を推定する。				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>③残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量</p> <p>③残留熱代替除去ポンプ出口圧力</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、ポンプの出口圧力とポンプの注水特性を用いて推定
	<p>②原子炉圧力容器温度</p>	<p>④原子炉圧力容器温度（SA）</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、ポンプの出口圧力とポンプの注水特性を用いて推定
	<p>①復水補給水系流量（RHR A 系代替注水流量）</p> <p>①復水補給水系下部注水流量</p> <p>①復水移送ポンプ吐出圧力</p>	<p>①残留熱代替除去系原子炉注水流量</p>	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎の「復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）」は、島根では「残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量」に含まれる。
<p>代替循環冷却ポンプ出口流量（原子炉格納容器への注水）</p>	<p>原子炉格納容器下部水位、ドラウエル水位の変化量により代替循環冷却ポンプ出口流量を推定する。</p>	<p>①残留熱代替除去ポンプ出口圧力</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は注水先の水位変化により推定
	<p>原子炉格納容器温度により最終ヒートシンクが確保されていることを確認する。</p>	<p>原子炉圧力容器温度により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。</p>	
<p>③原子炉格納容器温度</p>	<p>②原子炉格納容器温度</p>	<p>④原子炉圧力容器温度（SA）</p>	
	<p>原子炉格納容器下部水位、ドラウエル水位の変化量により代替循環冷却ポンプ出口流量を推定する。</p>	<p>①残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考	
	<p>ドライウエル温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。</p> <p>② ドライウエル温度</p> <p>② ドライウエル圧力</p> <p>② 圧力抑制室圧力</p>	<p>ドライウエル温度、ドライウエル圧力、圧力抑制室圧力により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。</p> <p>② ドライウエル温度</p> <p>② ドライウエル圧力</p> <p>② 圧力抑制室圧力</p>	<p>② サプレッション・チェンバ・プールの水温度</p> <p>② ドライウエル雰囲気温度</p> <p>② サプレッション・チェンバ内気体温度</p> <p>② サプレッション・チェンバ内気体温度</p>	<p>② サプレッション・チェンバ・プールの水温度、ドライウエル雰囲気温度、サプレッション・チェンバ内気体温度により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。</p>	<p>② サプレッション・チェンバ内気体温度</p> <p>② サプレッション・チェンバ内気体温度</p>	<p>② サプレッション・チェンバ・プールの水温度 (S/A)、ドライウエル温度 (SA)、サプレッションチェンバ温度 (SA) により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、格納容器圧力も代替パラメータとして記載 【柏崎刈羽との相違】 <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎は、復水移送ポンプによる格納容器下部流量計を個別に設置している。
		<p>① 復水補給水系流量 (RHR B 系代替注水流量)</p> <p>① 復水移送ポンプ吐出圧力</p> <p>① 格納容器内圧力 (S/C)</p> <p>① サプレッション・チェンバ・プール水位</p>	<p>① 復水補給水系流量 (RHR B 系代替注水流量)</p> <p>① 復水移送ポンプ吐出圧力</p> <p>① 格納容器内圧力 (S/C)</p> <p>① サプレッション・チェンバ・プール水位</p>	<p>① 復水補給水系流量 (RHR B 系代替注水流量)</p> <p>① 復水移送ポンプ吐出圧力</p> <p>① 格納容器内圧力 (S/C)</p> <p>① サプレッション・チェンバ・プール水位</p>	<p>① 復水補給水系流量 (RHR B 系代替注水流量)</p> <p>① 復水移送ポンプ吐出圧力</p> <p>① 格納容器内圧力 (S/C)</p> <p>① サプレッション・チェンバ・プール水位</p>		
		<p>② 格納容器下部水位</p>	<p>注水先の格納容器下部水位の変化により復水補給水系流量 (格納容器下部注水流量) を推定する。</p>	<p>注水先の格納容器下部水位の変化により復水補給水系流量 (格納容器下部注水流量) を推定する。</p>	<p>注水先の格納容器下部水位の変化により復水補給水系流量 (格納容器下部注水流量) を推定する。</p>		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 赤字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考		
(2) 原子炉格納容器フィルタベント系			(2) 格納容器圧力逃がし装置			(2) 格納容器フィルタベント系					
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	推定方法
		要素	推定方法			要素	推定方法				
運転 起動 高温停止	フィルタ装置水位（広帯域）	①主要パラメータの他チャンネル	フィルタ装置水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	運転 起動 高温停止	フィルタ装置水位	①主要パラメータの他チャンネル	フィルタ装置水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	運転 起動 高温停止	スクラバ容器水位	①主要パラメータの他チャンネル	スクラバ容器水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
	フィルタ装置置入口圧力（広帯域）	①ドライウエル圧力 ①圧力抑制室圧力	ドライウエル圧力または圧力抑制室圧力の傾向監視により原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置の健全性を推定する。		スクラバ容器置入口圧力	①格納容器内圧力（D/W） ①格納容器内圧力（S/C）	格納容器内圧力（D/W）又は格納容器内圧力（S/C）の傾向監視により格納容器圧力逃がし装置の健全性を推定する。		スクラバ容器置入口圧力	①主要パラメータの他チャンネル	スクラバ容器置入口圧力（SA）またはサブプレッションチェンバ圧力（SA）の傾向監視により格納容器フィルタベント系の健全性を推定する。
	フィルタ装置置出口圧力（広帯域）	①ドライウエル圧力 ①圧力抑制室圧力	ドライウエル圧力または圧力抑制室圧力の傾向監視により原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置の健全性を推定する。		スクラバ容器置出口圧力	①スクラバ容器置出口圧力（SA） ①スクラバ容器置出口圧力（SA）	スクラバ容器置出口圧力（SA）又はスクラバ容器置出口圧力（SA）の傾向監視によりスクラバ容器置出口圧力（SA）の健全性を推定する。		スクラバ容器置出口圧力	①主要パラメータの他チャンネル	スクラバ容器置出口圧力（SA）又はスクラバ容器置出口圧力（SA）の傾向監視によりスクラバ容器置出口圧力（SA）の健全性を推定する。
運転 起動 高温停止	フィルタ装置置入口圧力（広帯域）	①主要パラメータの他チャンネル	スクラバ容器置入口圧力	①スクラバ容器置入口圧力（SA） ①スクラバ容器置入口圧力（SA）	スクラバ容器置入口圧力（SA）又はスクラバ容器置入口圧力（SA）の傾向監視によりスクラバ容器置入口圧力（SA）の健全性を推定する。	スクラバ容器置入口圧力	①主要パラメータの他チャンネル	スクラバ容器置入口圧力（SA）又はスクラバ容器置入口圧力（SA）の傾向監視によりスクラバ容器置入口圧力（SA）の健全性を推定する。	スクラバ容器置入口圧力	①主要パラメータの他チャンネル	スクラバ容器置入口圧力（SA）又はスクラバ容器置入口圧力（SA）の傾向監視によりスクラバ容器置入口圧力（SA）の健全性を推定する。

【島根固有】
 ・島根は、主要パラメータの検出器を複数設置しており他チャンネルを代替パラメータとして記載

【女川との相違】
 ・女川は、フィルタ装置の出口圧力を設置

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
フィルタ装置 出口放射 線モニタ	①主要パラメータ の他チャンネル	フィルタ装置出口 放射線モニタの1 チャンネルが故障 した場合は、他チ ャネルにより推 定する。	①主要パラメータ の他チャンネル	第1ベント フィルタ出 口放射線モ ニタ（高レ ジ・低レ ジ）	①主要パラメータ の他チャンネル	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、可搬型設備の予備を代替パラメータに設定 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、重大事故等対処設備としても使用する格納容器水素濃度（B系）を代替パラメータとして設定している。 <p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、島根および柏崎の「格納容器水素濃度（SA）」に相当する設備のパラメータ名称を2つに分けて設定 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根および女川は、同様の計測装置を使用していない。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根および女川では、pH計は自主対策設備
		フィルタ装置水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①主要パラメータの他チャンネル		①主要パラメータの予備	
フィルタ装置 出口水素 濃度	①格納容器内水素濃度（D/W） ②格納容器内水素濃度（S/C）	格納容器内の水素が原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置の配管内を通過することから、格納容器内水素濃度（D/W）または格納容器内水素濃度（S/C）により推定する。	②格納容器内水素濃度（SA）	第1ベント フィルタ出 口水素濃度	②格納容器水素濃度（B系） ②格納容器水素濃度（SA）	
		フィルタ装置金属フィルタ差圧の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①主要パラメータの他チャンネル			
		フィルタ装置水位によりベントガスに含まれる水蒸気の凝縮によるスクラバ水の希釈状況により推定する。	①フィルタ装置水位			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉	備考
(3) 耐圧強化ベント系					
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		耐圧強化ベント系放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	【島根固有】 ・島根では、耐圧強化ベントは自主対策設備
	要素	要素	要素		
運転 起動 高温停止	耐圧強化ベント系放射線モニタ	①主要パラメータの他チャンネル	①格納容器内水素濃度 (SA)	原子炉格納容器内の水素ガスが耐圧強化ベント系の配管内を通過することから、格納容器内水素濃度 (SA) により推定する。	
	耐圧強化ベント系放射線モニタ	①主要パラメータの他チャンネル	①格納容器内水素濃度 (SA)	原子炉格納容器内の水素ガスが耐圧強化ベント系の配管内を通過することから、格納容器内水素濃度 (SA) により推定する。	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(4) 残留熱除去系			(4) 残留熱除去系			(3) 残留熱除去系			
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	
	要素	要素		要素	要素		要素	要素	
	推定方法	推定方法		推定方法	推定方法		推定方法	推定方法	
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※10	残留熱除去系熱交換器入口温度	①原子炉圧力容器温度およびサブプレッションプール水温度により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※10	残留熱除去系熱交換器入口温度	①原子炉圧力容器温度、サブプレッション・チェンバープール水温度により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※11	残留熱除去系熱交換器入口温度	①原子炉圧力容器温度(SA)、サブプレッションプール水温度(SA)により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。	【島根固有】 ・島根は、原子炉補機冷却系に系統流量を計測する装置を設置していない。
	残留熱除去系熱交換器出口温度	残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量により最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。		残留熱除去系熱交換器出口温度	②原子炉補機冷却水系系統流量		②残留熱除去系熱交換器冷却水流量	残留熱除去系熱交換器冷却水流量により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。	
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※10	残留熱除去系ポンプ出口流量	①圧力抑制室水位 制室水位の変化量により注水量を推定する。	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※10	残留熱除去系系統流量	①残留熱除去系ポンプ吐出力	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※11	残留熱除去系ポンプ出口流量	①残留熱除去系ポンプ出口流量	【女川との相違】 ・女川は、圧力抑制室水位を代替パラメータとして記載
	残留熱除去系ポンプ出口流量	②残留熱除去系ポンプ出口圧力		残留熱除去系系統流量	①残留熱除去系ポンプの注水特性を用いて、残留熱除去系系統流量が確保されていることを推定する。		残留熱除去系ポンプの注水特性を用いて、残留熱除去系系統流量が確保されていることを推定する。	残留熱除去系ポンプ出口流量が確保されていることを推定する。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※10：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合</p>	<p>※10：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合</p>	<p>※11：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合</p> <p>（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合</p>	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：設備整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
13. 格納容器バイパスの監視						
(1) 原子炉圧力容器内の状態						
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		主要パラメータ	代替パラメータ	
	要素	要素	要素	要素	推定方法	
原子炉水位（広帯域）	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉水位（広帯域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		原子炉水位（広帯域）	原子炉水位（広帯域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	
	②原子炉水位（SA広帯域）	原子炉水位（SA）により推定する。			原子炉水位（SA）により推定する。	
原子炉水位（燃料域）	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉水位（燃料域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		原子炉水位（燃料域）	原子炉水位（燃料域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	
	②原子炉水位（SA燃料域）	原子炉水位（SA）により推定する。			原子炉水位（SA）により推定する。	
原子炉水位（SA広帯域）	①原子炉水位（広帯域）	原子炉水位（広帯域）により推定する。		原子炉水位（SA）	原子炉水位（広帯域）、原子炉水位（燃料域）により推定する。	
	②原子炉水位（SA燃料域）	原子炉水位（SA）により推定する。			原子炉水位（燃料域）により推定する。	
原子炉圧力	①主要パラメータ の他チャンネル	原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		原子炉圧力	原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	
	②原子炉圧力（SA）	原子炉圧力（SA）により推定する。			原子炉圧力（SA）により推定する。	
運転	運転	運転		運転	運転	
起動	起動	起動		起動	起動	
高温停止	高温停止	高温停止		高温停止	高温停止	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
③原子炉水位（広帯域）	原子炉水位から原子炉圧力容器内が飽和状態にあると想定することで、	③原子炉水位（広帯域）	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	③原子炉水位（広帯域）	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	【女川との相違】 ・女川は、主要パラメータの検出器を複数設置しており他チャンネルを代替パラメータとして記載
③原子炉水位（S A広帯域）	原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	③原子炉水位（S A広帯域）	原子炉圧力容器温度	③原子炉水位（S A）	原子炉圧力容器温度（S A）	
③原子炉水位（S A燃料域）	原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	③原子炉水位（S A燃料域）	原子炉圧力容器温度	③原子炉圧力容器温度（S A）	原子炉圧力容器温度（S A）	
③原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	③原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器温度	③原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器温度（S A）	
①主要パラメータ 他チャンネル	原子炉圧力（S A）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①原子炉圧力	原子炉圧力により推定する。	①原子炉圧力	原子炉圧力により推定する。	
②原子炉圧力	原子炉圧力により推定する。	②原子炉圧力	原子炉圧力により推定する。	②原子炉圧力	原子炉圧力により推定する。	
③原子炉水位（広帯域）	原子炉水位から原子炉圧力容器内が飽和状態にあると想定することで、	③原子炉水位（広帯域）	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	③原子炉水位（広帯域）	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	
③原子炉水位（S A広帯域）	原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	③原子炉水位（S A広帯域）	原子炉圧力容器温度	③原子炉水位（S A）	原子炉圧力容器温度（S A）	
③原子炉水位（S A燃料域）	原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	③原子炉水位（S A燃料域）	原子炉圧力容器温度	③原子炉水位（S A）	原子炉圧力容器温度（S A）	
③原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	③原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器温度	③原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器温度（S A）	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考		
(2) 格納容器内の状態				(2) 原子炉格納容器内の状態				(2) 格納容器内の状態			
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	主要パラメータ	要素	代替パラメータ	要素	
	ドライウエ ル温度	① 主要パラメータ の他の検出器 の検出器により推 定する。 ② ドライウエル圧 力	ドライウエル温度 の1つの検出器が 故障した場合は他 の検出器により推 定する。	① 主要パラメータ の他の検出器 ネル により推定する。 ② 格納容器内圧 力 (D/W)	ドライウエル 温度 ① 格納容器内圧 力 (S/C) ② ドライウエル 温度により格納容 器内圧力 (D/W) を 推定する。 ③ [格納容器圧力 (D/W)]	ドライウエル 温度 ① 主要パラメータ の他の検出器 ネル により推定する。 ② ドライウエル 温度 (S/A) に よりドライウエル温 度 (S/A) を推定する。	ドライウエ ル温度 (S A)	① 主要パラメータ の他の検出器 ネル ② ドライウエル 圧力 (S/A)	ドライウエル温度 (S A) の1チャンネルが 故障した場合は、他チ ャンネルにより推定 する。 飽和温度／圧力の関 係を利用してドライ ウエル圧力 (S/A) に よりドライウエル温 度 (S/A) を推定する。	【島根固有】 ・島根は、主要パラメ ータの検出器を複数 設置しており主要パ ラメータの他チヤン ネルを代替パラメー タとして使用する。 女川および柏崎は、 代替パラメータとし て常用計器を使用す る。(下段に記載)	
運転 起動 高温停止	運転 起動 高温停止			運転 起動 高温停止			運転 起動 高温停止				
	ドライウエル 温度			格納容器内 圧力 (D/W)			ドライウエ ル圧力 (S A)				
③ [ドライウエル 圧力]				③ [格納容器圧力 (D/W)]				③ ドライウエル 温度 (S/A)			
監視可能であれば ドライウエル圧力 (常用計器) によ り、ドライウエル 圧力を推定する。				監視可能であれば 格納容器内圧力 (D/W) (常用計器) により、圧力を推定 する。				飽和温度／圧力の関 係を利用してドライ ウエル温度 (S/A) に よりドライウエル圧 力 (S/A) を推定する。			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(3) 原子炉建屋内の状態			(3) 原子炉建屋内の状態			(3) 原子炉建屋内の状態			【島根固有】 ・島根は、「重大事故等対策の有効性評価」の格納容器バイパスの對象選定において、低圧設計部が3弁以上の弁で隔離される高圧炉心スプレイ系注入ラインは発生頻度が低いことから評価対象外としており、高圧炉心スプレイ系は監視不要としている。
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素 推定方法	適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素 推定方法	適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素 推定方法	
運転 起動 高温停止	高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	運転 起動 高温停止	残留熱除去系ポンプ出口圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。
		②[エリア放射線モニタ]	②[エリア放射線モニタ]	②[エリア放射線モニタ]	②[エリア放射線モニタ]			②[エリア放射線モニタ]	
		原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。				
運転 起動 高温停止	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	運転 起動 高温停止	低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。
		②[エリア放射線モニタ]	②[エリア放射線モニタ]	②[エリア放射線モニタ]	②[エリア放射線モニタ]			②[エリア放射線モニタ]	
		原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。				
運転 起動 高温停止	高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	運転 起動 高温停止	残留熱除去系ポンプ吐出圧力	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）	①原子炉圧力 ①原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。
		②[エリア放射線モニタ]	②[エリア放射線モニタ]	②[エリア放射線モニタ]	②[エリア放射線モニタ]			②[エリア放射線モニタ]	
		原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考		
14. 水源の確保			14. 水源の確保			14. 水源の確保					
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	
		要素	推定方法			要素	推定方法			要素	推定方法
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※11	復水貯蔵タンク水位	① 高圧代替注水系ポンプ出口流量	高圧代替注水系ポンプ出口流量、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量）	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※11	復水貯蔵タンク水位（SA）	① 高圧代替注水系流量	復水貯蔵槽を水源とするポンプの注水量から、復水貯蔵槽水位（SA）を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換 ※12	低圧原子炉代替注水位	① 代替注水流量（常設）	低圧原子炉代替注水槽を水源とする代替注水流量（常設）から低圧原子炉代替注水槽水位を推定する。なお、低圧原子炉代替注水槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。
		① 残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系流量）	① 残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系流量）			① 復水補給水系流量（RHR A系代替注水流量）	① 復水補給水系流量（RHR B系代替注水流量）			① 原子炉隔離時冷却系系統流量	① 高圧炉心注水系系統流量
【島根固有】											
・ 当該水源を使用する設備の違いにより代替パラメータが異なる。島根は、低圧原子炉代替注水槽を水源とする系統の流量は代替注水流量（常設）で計測する。											
【女川との相違】											

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>② 高圧代替注水系ポンプ出口圧力</p> <p>② 直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力</p> <p>② 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力</p> <p>② 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力</p> <p>② 復水移送ポンプ出口圧力</p>	<p>復水貯蔵タンクを水源とする高圧代替注水系ポンプ出口圧力、直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力、高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力および復水移送ポンプ出口圧力が正常に動作していることを把握することにより、水源である復水貯蔵タンク水位が確保されていることを推定する。</p>	<p>② 原子炉水位（広帯域）</p> <p>② 原子炉水位（燃料域）</p> <p>② 原子炉水位（SA）</p>	<p>・ 女川は、復水貯蔵タンクを水源とする機器の出口圧力も代替パラメータとして設定</p>
<p>③ 原子炉水位（広帯域）</p> <p>③ 原子炉水位（燃料域）</p> <p>③ 原子炉水位（SA 広帯域）</p> <p>③ 原子炉水位（SA 燃料域）</p>	<p>注水先の原子炉水位の変化量により復水貯蔵タンク水位を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で水位を推定する。</p>	<p>② 原子炉水位（広帯域）</p> <p>② 原子炉水位（燃料域）</p> <p>② 原子炉水位（SA）</p> <p>② サプレッションプール水位（SA）</p>	<p>【島根固有】</p> <p>・ 島根は、サプレッションプール水位（SA）も代替パラメータとして設定</p>
		<p>注水先の原子炉水位またはサプレッションプール水位（SA）の水位変化により低圧原子炉代替注水槽水位を推定する。なお、低圧原子炉代替注水槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。</p> <p>② 低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力</p>	<p>注水先の原子炉水位またはサプレッションプール水位（SA）の水位変化により低圧原子炉代替注水槽水位を推定する。なお、低圧原子炉代替注水槽の補給状況も考慮した上で水位を推定する。</p> <p>② 低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力</p>
		<p>② 復水移送ポンプ吐出圧力</p>	<p>復水移送ポンプが正常に動作していることを把握することにより、水源である復水貯蔵タンク水位が確保されていることを推定する。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ [復水貯蔵槽水位]</td> <td>監視可能であれば復水貯蔵槽水位（常用計器）により、水位を推定する。</td> </tr> </table> <p>※11：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>					③ [復水貯蔵槽水位]	監視可能であれば復水貯蔵槽水位（常用計器）により、水位を推定する。	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>とにより、水源である低圧原子炉代替注水槽水位が確保されていることを推定する。</td> </tr> </table>			とにより、水源である低圧原子炉代替注水槽水位が確保されていることを推定する。	<p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎は、常用計器を代替パラメータとして設定。 <p>・記載箇所の相違（島根は、分割した表の注記は最後にまとめて記載）</p>
	③ [復水貯蔵槽水位]	監視可能であれば復水貯蔵槽水位（常用計器）により、水位を推定する。													
		とにより、水源である低圧原子炉代替注水槽水位が確保されていることを推定する。													

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
適用される原子炉の状態	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	代替パラメータ		
	主要パラメータ	要素		主要パラメータ	要素		主要パラメータ	要素	
	①主要パラメータ の他チャンネル	圧力抑制室水位の 1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。							【女川との相違】 ・女川は、主要パラメータの検出器を複数設置しており他チャンネルを代替パラメータとして記載
		サブプレッションチェンバのプール水を水源とする代替循環冷却ポンプ、残留熱除去系ポンプおよび低圧炉心スプレイ系ポンプの出口流量から、これらのポンプが正常に動作していることを把握することにより水源である圧力抑制室水位が確保されていることを推定する。		①復水補給水系流量（RHR A 系代替注水流量） ②復水補給水系流量（RHR B 系代替注水流量）	サブプレッション・チェンバの水位容量曲線を用いて、原子炉格納容器へ注水する復水補給水系流量（RHR B 系代替注水流量）と経過時間より算出した注水量から推定する。		①高圧原子炉代替注水流量 ②原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 ③高圧炉心スプレイポンプ出口流量	【島根固有】 ・島根は高圧原子炉代替注水流量、原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量および高圧炉心スプレイポンプ出口流量もサブプレッションプールを水源として使用する。	
運転 起 高温停止	圧力抑制室 水位	②代替循環冷却ポンプ出口流量 ②残留熱除去系ポンプ出口流量 ②低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量	運転 起 高温停止	サブプレッション ポンプ・チェンバ・プール水位	また、サブプレッション・チェンバの水位容量曲線を用いて、サブプレッション・チェンバ・プール水から原子炉圧力容器へ注水する復水補給水系流量（RHR A 系代替注水流量）又は残留熱除去系系統流量と経過時間より算出した注水量から推定する。	運転 起 高温停止	①残留熱除去系ポンプ出口流量 ①低圧炉心スプレイポンプ出口流量 ①残留熱除去系原子炉注水流量	【柏崎刈羽との相違】 ・柏崎は、復水補給水系流量（RHR A 系代替注水流量）および復水補給水系流量（RHR B 系代替注水流量）を代替パラメータとして設定	
								①残留熱除去系ポンプ出口流量 ①低圧炉心スプレイポンプ出口流量 ①残留熱除去系原子炉注水流量	【女川との相違】 ・女川はポンプの出口流量から水源水位が確保されている事を推定 【島根固有】 ・島根は、水源と注水先が同じとなるサブプレッションプールを水源とした格納容器への注水量を水位の推定に使用しない。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>サブレーションチエンバのプール水を水源とする代替循環冷却ポンプ、残留熱除去系ポンプおよび低圧炉心スプレイ系ポンプの出口圧力から、これらのポンプが正常に動作していることを把握することにより水源であることを把握する。</p> <p>③代替循環冷却ポンプ出口圧力 ③残留熱除去系ポンプ出口圧力 ③低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力</p>	<p>復水移送ポンプ、残留熱除去系ポンプが正常に動作していることを把握することにより、水源であるサブレーション・チェンバ・プール水位が確保されていることを推定する。</p> <p>②復水移送ポンプ吐出圧力 ②残留熱除去系ポンプ吐出圧力</p> <p>③ [サブレーション・チェンバ・プール水位]</p>	<p>原子炉隔離時冷却系ポンプ、高圧炉心スプレイ系ポンプ、残留熱除去系ポンプ、低圧炉心スプレイ系ポンプ、残留熱代替除去ポンプが正常に動作していることを把握することにより、水源であるサブレーションポンプ出口圧力が確保されていることを推定する。</p> <p>②残留熱除去ポンプ出口圧力 ②低圧炉心スプレイポンプ出口圧力 ②残留熱代替除去ポンプ出口圧力</p> <p>③ [サブレーション・プール水位]</p>	<p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根は、原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量および高圧炉心スプレイポンプ出口流量もサブレーションプールを水源として使用する。 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> 柏崎は、復水移送ポンプも当該水源を使用
<p>※11：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>	<p>※12：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>	<p>・記載箇所の相違（柏崎は注記を上段に記載）</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記録装置、記録箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
15. 原子炉建屋内の水素濃度						
適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	
運転 起 高温停止 低温停止 燃料交換 ※12	①主要パラメータ の他チャンネル 原子炉建屋 内水素濃度 ※13	①主要パラメータ の他チャンネル 静的触媒式水素再 結合装置動作監視 装置（静的触媒式 水素再結合装置入 口および出口の差 温度から水素濃度 を推定）により推 定する。	①主要パラメータ の他チャンネル 原子炉建屋 内水素濃度 ※13	①主要パラメータ の他チャンネル 静的触媒式水素濃 度の1チャンネル が故障した場合 は、他チャンネル により推定する。	①主要パラメータ の他チャンネル 原子炉建屋 内水素濃度 ※14	・島根は、出入口検出 器に各々設備名称を 設定
※12：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合						
※13：「66-8-2 原子炉建屋内の水素濃度監視」において運転上の制限等を定める。 ※14：1チャンネルとは1個の静的触媒式水素再結合装置の出入口に設置している2個の静的触媒式水素再結合装置動作監視装置をいう。						
※13：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合						
※14：第65条（65-8-2 原子炉建屋内の水素濃度監視）において運転上の制限等を定める。						

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>③ [格納容器酸素濃度 (A系)]</p> <p>監視可能であれば格納容器酸素濃度 (A系) (常用計器) により、酸素濃度を推定する。</p> <p>①格納容器酸素濃度 (B系) により推定する。</p> <p>②格納容器雰囲気放射線モニタ (ドライウエール)</p> <p>②格納容器雰囲気放射線モニタ (サブレンジヨ)</p> <p>②ドライウエル圧力 (SA)</p> <p>②サブレンジヨンチエンバ圧力 (SA)</p>	<p>・島根は、既設の格納容器酸素濃度のうちB系を重大事故等対処設備として使用することから、A系は常用計器として記載</p> <p>【島根固有】</p> <p>・島根は、格納容器酸素濃度を計測する新設の重大事故等対処設備を設置する。</p>
		<p>格納容器酸素濃度 (SA)</p> <p>ドライウエル圧力 (SA) またはサブレンジヨンチエンバ圧力 (SA) により、格納容器内圧力が正圧であることを確認すること、事故後の格納容器内への空気が (酸素) の流入有無を把握し、水素燃焼の可能性を推定する。</p> <p>③ [格納容器酸素濃度 (A系)]</p>	<p>監視可能であれば格納容器酸素濃度 (A系) (常用計器) により、酸素濃度を推定する。</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
17. 使用済燃料プールの監視 ^{※15}			17. 使用済燃料プールの監視 ^{※15}			17. 燃料プールの監視 ^{※15}			
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	
	要素	要素		要素	要素		要素	要素	推定方法
使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	① 使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）により、水位・温度を推定する。	使用済燃料プール水位	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	① 使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域）	使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）	使用済燃料貯蔵プールに照射された燃料を貯蔵している期間	① 燃料プール水位・温度（SA）により、燃料プールの状態を監視する。	燃料プール水位・温度	燃料プール水位・温度により、燃料プール水位を推定する。
	② 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）により放射線量／水位の関係を利用し使用済燃料プールの監視カメラとともに使用済燃料プールの監視カメラにて使用済燃料プールの状態を監視する。	使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）により放射線量／水位の関係を ② 使用済燃料プールの監視カメラ		使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高線量、低線量）にて使用済燃料プールの水位を推定する。	② 燃料プールエリア放射線モニタ（高線量、低線量）にて使用済燃料プールの水位を推定する。		燃料プールエリア放射線モニタ（高線量、低線量）にて使用済燃料プールの水位を推定する。		
使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	① 使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）により、水位・温度を推定する。	使用済燃料プール水位	使用済燃料貯蔵プールに照射された燃料を貯蔵している期間	① 使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域）	使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）	使用済燃料貯蔵プールに照射された燃料を貯蔵している期間	① 燃料プール水位・温度（SA）により、燃料プールの状態を監視する。	燃料プール水位・温度	燃料プール水位・温度により、水位・温度を推定する。
	② 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）により放射線量／水位の関係を利用し使用済燃料プールの監視カメラとともに使用済燃料プールの監視カメラにて使用済燃料プールの状態を監視する。	使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）により放射線量／水位の関係を ② 使用済燃料プールの監視カメラ		使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高線量、低線量）にて使用済燃料プールの水位を推定する。	② 燃料プールエリア放射線モニタ（高線量、低線量）にて使用済燃料プールの水位を推定する。		燃料プールエリア放射線モニタ（高線量、低線量）にて使用済燃料プールの水位を推定する。		

【女川との相違】
 ・記載箇所の相違（島根の燃料プール水位（SA）は女川の使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）に相当）
 【島根固有】
 ・島根は、燃料プールの水位を計測する設備として設置
 ・柏崎および女川は、燃料プールの水位および温度を計測する設備を設置
 【島根固有】
 ・島根は、燃料プール水位（SA）により、水位・温度を推定
 【女川との相違】
 ・女川は、使用済燃料プール上部空間放射線モニタによる水位の推定と使用済燃料プールの監視カメラによる状態監視を組み合わせた推定手段としている。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
①使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）	使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）により、水位・温度を推定する。	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域）	使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域）、（SA）にて水位を測定した後、水位と放射線量率の関係により放射線量率を推定する。	①燃料プール水位（SA）	燃料プール水位（SA）、燃料プール水位・温度（SA）にて水位を計測した後、水位と放射線量率の関係により放射線量率を推定する。	【女川との相違】 ・女川は、使用済燃料プール上部空間放射線モニタによる水位の推定と使用済燃料プール監視カメラによる状態監視を組み合わせた推定手段としている。
②使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）	使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）により放射線量／水位の関係を利用し使用済燃料プール水位を推定するとともに使用済燃料プール監視カメラにて使用済燃料プールの状態を監視する。	②使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	使用済燃料貯蔵プール監視カメラにより、使用済燃料プールの状態を監視する。	②燃料プール監視カメラ（SA）	燃料プール監視カメラ（SA）により、燃料プールの状態を監視する。	
①使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）	使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）および使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）にて水位を計測した後、水位と放射線量率の関係により放射線量率を推定する。	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）	使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）にて水位を測定した後、水位と放射線量率の関係により放射線量率を推定する。	①燃料プール水位（SA）	燃料プール水位（SA）、燃料プール水位・温度（SA）にて水位を計測した後、水位と放射線量率の関係により放射線量率を推定する。	【島根固有】 ・島根は、燃料プールの水位を計測する設備を設置 ・柏崎および女川は、燃料プールの水位および温度を計測する設備を設置
②使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）	使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）により放射線量／水位の関係を利用し使用済燃料プール水位を推定するとともに使用済燃料プール監視カメラにて使用済燃料プールの状態を監視する。	②使用済燃料貯蔵プール監視カメラ	使用済燃料貯蔵プール監視カメラにより、使用済燃料プールの状態を監視する。	②燃料プール監視カメラ（SA）	燃料プール監視カメラ（SA）により、燃料プールの状態を監視する。	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
使用済燃料監視カメラ	①使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式） ①使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式） ①使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式） ①使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式） ①使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）	使用済燃料貯蔵カメラ（使用済燃料貯蔵カメラ用空冷装置を含む）	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域） ①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）	燃料プール監視カメラ（燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。）	①燃料プール水位（SA） ①燃料プール水位・温度（SA） ①燃料プール水位・温度（SA） ①燃料プール水位・温度（SA）	<ul style="list-style-type: none"> 島根は、燃料プールの水位を計測する設備として設置 柏崎および女川は、燃料プールの水位および温度を計測する設備を設置 【女川との相違】 <ul style="list-style-type: none"> 記載箇所の相違（島根の燃料プール水位（SA）は女川の使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）に相当）
使用済燃料監視カメラ	使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）および使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）により使用済燃料プールの状態を推定する。	使用済燃料貯蔵カメラ（使用済燃料貯蔵カメラ用空冷装置を含む）	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域） ①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）	燃料プール監視カメラ（燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。）	①燃料プール水位（SA） ①燃料プール水位・温度（SA） ①燃料プール水位・温度（SA） ①燃料プール水位・温度（SA）	<ul style="list-style-type: none"> 島根は、燃料プールの水位を計測する設備として設置 柏崎および女川は、燃料プールの水位および温度を計測する設備を設置 【女川との相違】 <ul style="list-style-type: none"> 記載箇所の相違（島根の燃料プール水位（SA）は女川の使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）に相当）
使用済燃料監視カメラ	使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）および使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）により使用済燃料プールの状態を推定する。	使用済燃料貯蔵カメラ（使用済燃料貯蔵カメラ用空冷装置を含む）	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域） ①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）	燃料プール監視カメラ（燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。）	①燃料プール水位（SA） ①燃料プール水位・温度（SA） ①燃料プール水位・温度（SA） ①燃料プール水位・温度（SA）	<ul style="list-style-type: none"> 島根は、燃料プールの水位を計測する設備として設置 柏崎および女川は、燃料プールの水位および温度を計測する設備を設置 【女川との相違】 <ul style="list-style-type: none"> 記載箇所の相違（島根の燃料プール水位（SA）は女川の使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）に相当）
使用済燃料監視カメラ	使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）および使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）により使用済燃料プールの状態を推定する。	使用済燃料貯蔵カメラ（使用済燃料貯蔵カメラ用空冷装置を含む）	①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域） ①使用済燃料貯蔵プール水位・温度（SA）	燃料プール監視カメラ（燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。）	①燃料プール水位（SA） ①燃料プール水位・温度（SA） ①燃料プール水位・温度（SA） ①燃料プール水位・温度（SA）	<ul style="list-style-type: none"> 島根は、燃料プールの水位を計測する設備として設置 柏崎および女川は、燃料プールの水位および温度を計測する設備を設置 【女川との相違】 <ul style="list-style-type: none"> 記載箇所の相違（島根の燃料プール水位（SA）は女川の使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）に相当）

※15：「66-9-4 使用済燃料プール監視設備」において運転上の制限等を定める。

※15：「66-9-3 使用済燃料貯蔵プール監視設備」において運転上の制限等を定める。

※15：「65-9-3 燃料プール監視設備」において運転上の制限等を定める。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
(2) 確認事項						
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	
1. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長 または 電気課長	1. 動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	当直長	
2. 動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	発電課長 または 計測制御課長	2. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM	
(2) 確認事項						
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当	
1. 動作不能でないことを指示により確認する。 ※16	1箇月に1回	当直長	1. 動作不能でないことを指示により確認する。 ※16	1箇月に1回	当直長	【島根固有】 ・島根が重大事故等対処設備として設置する格納容器水素濃度（SA）および格納容器酸素濃度（SA）は、適用される原子炉の状態において指示確認が困難であることから動作可能であることを確認する。 (TS-26 重大事故等対処設備に関わるサブライランスの実施方法および確認について 参照)
2. 格納容器水素濃度（SA）および格納容器酸素濃度（SA）が動作可能であることを確認する。	1箇月に1回	当直長	2. 格納容器水素濃度（SA）および格納容器酸素濃度（SA）が動作可能であることを確認する。	1箇月に1回	当直長	・島根は、第1ベントフィルタ出口水素濃度を計測する可搬型重大事故等対処設備を設置する。（記載方法はPWRを踏襲）
3. 第1ベントフィルタ出口水素濃度が動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長 (計装)	3. 第1ベントフィルタ出口水素濃度が動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長 (計装)	
4. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	課長 (計装)	4. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	課長 (計装)	
※16：格納容器水素濃度（SA）、格納容器酸素濃度（SA）および第1ベントフィルタ出口水素濃度を除く。						

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案書の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）			柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）			島根原子力発電所 2号炉			備考
(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 主要パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	A1. 発電課長 は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長 は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A3. 発電課長 は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに	A. 主要パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	A 1. 当直長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 及び A 2. 当直長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び A 3. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに	A. 主要パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	A1. 当直長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A2. 当直長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A3. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日間	
B. 代替パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	B1. 発電課長 は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B2. 発電課長 は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B3. 発電課長 は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに	B. 代替パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	B 1. 当直長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 及び B 2. 当直長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 及び B 3. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 速やかに	B. 代替パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	B1. 当直長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B2. 当直長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B3. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日間	
C. 1つの機能を確認するすべての計器が動作不能である場合	C1. 発電課長 は、当該機能の主要パラメータまたは代替パラメータを1段階以上動作可能な状態に復旧する。	3日間	C. 1つの機能を確認するすべての計器が動作不能である場合	C 1. 当直長は、当該機能の主要パラメータ又は代替パラメータを1段階以上動作可能な状態に復旧する。	3日間	C. 1つの機能を確認するすべての計器が動作不能である場合	C1. 当直長は、当該機能の主要パラメータまたは代替パラメータを1段階以上動作可能な状態に復旧する。	3日間	
D. 運転、起動または高温停止において条件A、BまたはCの措置を完了した時間内に達成できない場合	D1. 発電課長 は、高温停止にする。 および D2. 発電課長 は、冷温停止にする。	24時間 36時間	D. 運転、起動又は高温停止において条件A、B又はCの措置を完了した時間内に達成できない場合	D 1. 当直長は、高温停止にする。 及び D 2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	D. 運転、起動または高温停止に は高温停止に おいて条件 A、BまたはCの 措置を完了した 時間内に達成で きない場合	D1. 当直長は、高温停止にする。 および D2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文章節の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
E. 冷温停止、燃料交換において条件 A、B または C の措置を完了時間以内に達成できない場合	E1. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	E. 冷温停止、燃料交換において条件 A、B 又は C の措置を完了時間以内に達成できない場合	E 1. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	E. 冷温停止、燃料交換において条件 A、B または C の措置を完了時間以内に達成できない場合	E1. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
66-16-2	緊急時対策所の代替電源設備	66-16-3	緊急時対策所の代替電源設備	TS-25 65-16-2 緊急時対策所の代替電源設備
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
緊急時対策所の代替電源設備	緊急時対策所の代替電源設備が動作可能であること※1※2	緊急時対策所の代替電源設備	代替電源設備による電源系が動作可能であること	
適用される原子炉の状態	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換	適用される原子炉の状態	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換	【女川との相違】 ・島根は緊急時対策所用発電機により多重性を有する。女川はガスタービン発電機および電源車（緊急時対策所用）により多様性を有する。
設備	ガスタービン発電機 ※4 ガスタービン発電設備軽油タンク ※5 タンクローリ ※5 軽油タンク ※5 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ ※4 ガスタービン発電機接続盤 ※6 緊急用高圧母線2F系 ※6 電源車（緊急時対策所用） 1台	設備	緊急時対策所用発電機 2台 可搬ケーブル 2セット※1 緊急時対策所用燃料地下タンクの燃料貯蔵量 5m ³ 以上 タンクローリ※2 1台※3 緊急時対策所 低圧母線盤 1台 緊急時対策所 発電機 1台	【島根固有】 ・島根では緊急時対策所用発電機専用のタンクローリを有する。 【島根固有】 ・設備の相違
所要値・所要数	※4 ※5 ※5 ※5 ※4 ※6 ※6 1台	所要数※1	所要値・所要数	
緊急時対策所軽油タンクレベル ※3	2,410mm	設備	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 可搬ケーブル 2セット※2	
緊急時対策所用高圧母線J系	2系列	設備	交流分電盤 3台 負荷変圧器 1台 燃料補給設備 ※3	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 機字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文案庫の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）	柏崎刈羽原子力発電所 7号炉（2020.11.9 施行）	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※1：燃料移送系の必要な弁および配管を含む。</p> <p>※2：動作可能とは、電源車接続口（緊急時対策建屋北側）に接続できることを含む。</p> <p>※3：緊急時対策所軽油タンクレベルとは、緊急時対策所軽油タンク2基の各々の軽油タンクレベルをいう。</p> <p>※4：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※5：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※6：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※1：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所あたりの合計所要数。</p> <p>※2：2セットとは、1相分1本の3相分3本を1セット及び1相分2本の3相分6本を1セットをいう。</p> <p>※3：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>※1：1相分2本の3相分6本を1セットという。</p> <p>※2：必要なホースを含む。</p> <p>※3：タンクローリは、第1保管エリアに配置されていること。</p>	<p>【女川との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 <p>【柏崎刈羽との相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根の緊急時対策所は、複数個所に分かれていない。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は同じ構成の可搬ケーブルを配備する。 <p>【島根固有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は緊急時対策所用発電機により多重性を有する。女川はガスタービン発電機および電源車（緊急時対策所用）により多様性を有する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
(2) 確認事項		(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	頻度	項目	頻度	項目	頻度	担当
1. 電源車（緊急時対策所用）を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2年に1回	1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2年に1回	1. 緊急時対策所用発電機を起動し、 運転状態（電圧等） に異常のないことを確認する。	2年に1回	課長（電気）
2. 電源車（緊急時対策所用）を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	2. 緊急時対策所用発電機 を起動し、動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（電気）
3. 緊急時対策所軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。	1ヶ月に1回	3. 負荷変圧器が使用可能であることとを外観点検にて確認する。	1ヶ月に1回	3. 緊急時対策所 発電機接続ブラグ盤が使用可能であることとを外観点検にて確認する。	1箇月に1回	課長（電気）
4. 緊急時対策所用高圧母線J系が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	4. 交流分電盤が使用可能であることとを外観点検にて確認する。	1ヶ月に1回	4. 緊急時対策所用燃料地下タンクの燃料貯蔵量が所要値以上であることを確認する。	1箇月に1回	課長（タービン）
		5. 可搬ケーブルが使用可能であることを外観点検にて確認する。	3ヶ月に1回	5. 緊急時対策所 低圧母線盤が使用可能であることを外観点検にて確認する。	1箇月に1回	課長（電気）
				6. 可搬ケーブルが使用可能であることを外観点検にて確認する。	3箇月に1回	課長（電気）
				7. タンクローリが動作可能であることを確認する。	3箇月に1回	課長（タービン）

【島根固有】
 ・島根では緊急時対策
 所用発電機専用のタ
 ンクローリを有す
 る。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載整理、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
(3) 要求される措置						
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置
運転 起動 高温停止	A. 代替電源設備による電源系が動作不能の場合	A 1. 当直長は、代替措置※ ⁴ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※ ⁵ 。 又は A 2. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10 日間	運転 起動 高温停止	A. 代替電源設備による電源系が動作不能の場合	A1. 課長（電気）または課長（タービン）は、代替措置※ ⁴ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※ ⁵ 。 または A2. 課長（電気）または課長（タービン）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。
		B 1. 当直長は、高温停止にする。 及び B 2. 当直長は、冷温停止にする。	24 時間 36 時間			
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	24 時間 36 時間			
						【女川との相違】 ・島根は緊急時対策所用発電機により多重性を有する。女川はガスタービン発電機および電源車（緊急時対策所用）により多様性を有する。

島根原子力発電所原子炉施設保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし、従前からの条文構成の相違等）
 下線：島根変更前（旧条文）からの変更箇所
 ○○：補正申請（2023.1.31）からの変更箇所

女川原子力発電所（2023.2.25 施行）		柏崎刈羽原子力発電所（2020.11.9 施行）		島根原子力発電所 2号炉		備考
適用される原子炉の状態	冷温停止 燃料交換	適用される原子炉の状態	冷温停止 燃料交換	適用される原子炉の状態	冷温停止 燃料交換	【女川との相違】 ・島根は緊急時対策所用発電機により多重性を有する。女川はガスタービン発電機および電源車（緊急時対策所用）により多様性を有する。
条件	A. 代替電源設備が動作不能の場合	条件	A. 代替電源設備による電源系が動作不能の場合	条件	A. 代替電源設備による電源系が動作不能の場合	
要求される措置	A1.1. 発電課長は、ガスタービン発電機が動作可能であることを確認する。 または A1.2. 防災課長は、電源車（緊急時対策所用）が動作可能であることを確認する。 および A2. 防災課長は、当該システムが動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A3. 防災課長は、代替措置 [※] を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	要求される措置	A 1. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	要求される措置	A1. 課長（電気）または課長（タービン）は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 課長（電気）または課長（タービン）は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	
完了時間	速やかに	完了時間	速やかに	完了時間	速やかに	
<p>※7：自主対策設備（予備電源車および電源車接続口（緊急時対策建屋南側））の使用、代替品の補充等をいう。</p> <p>※8：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件B1には移行しない。</p>		<p>※4：代替品の補充をいう。</p> <p>※5：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件B1には移行しない。</p>		<p>※4：代替品の補充等をいう。</p> <p>※5：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件B1には移行しない。</p>		<p>【女川との相違】 ・島根は緊急時対策所用発電機により多重性を有する。女川はガスタービン発電機および電源車（緊急時対策所用）により多様性を有する。</p>